

平成14年第2回北信広域連合議会定例会会議録

---

北信広域連合告示 第4号

平成14年10月24日(木) 中野市役所31号・32号会議室に開く。

---

平成14年10月24日(木) 午前10時開議

---

議事日程(第1号)

- 1 開 会
- 2 仮議席の指定
- 3 議席の指定
- 4 会議録署名議員指名
- 5 会期等の決定
- 6 議案第1号 北信広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 7 議案第2号 北信広域連合職員の再任用に関する条例案
- 8 議案第3号 平成14年度北信広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 9 議案第4号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 10 議案第5号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)
- 11 議案第6号 平成14年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)
- 12 議案第7号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 13 議案第8号 平成14年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 14 議案第9号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算(第1号)
- 15 議案第10号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 16 議案第11号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 17 議案第12号 平成14年度北信広域連合公平委員会特別会計補正予算(第1号)
- 18 議案第13号 平成13年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 19 議案第14号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 20 議案第15号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 21 議案第16号 平成13年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について

- て
- 22 議案第 17 号 平成 13 年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 23 議案第 18 号 平成 13 年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 24 議案第 19 号 平成 13 年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 25 議案第 20 号 平成 13 年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 26 議案第 21 号 平成 13 年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 27 議案第 22 号 平成 13 年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 28 議案第 23 号 平成 13 年度北信広域連合公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり（21名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 力 君    | 12番 山 田 吉太郎 君 |
| 2番 荻 原 勉 君    | 13番 内 田 克 己 君 |
| 3番 山 上 政 彦 君  | 15番 湯 沢 茂佐久 君 |
| 4番 丸 山 惣 平 君  | 17番 青 木 豊 一 君 |
| 5番 佐 藤 秀 彦 君  | 18番 高 野 福一郎 君 |
| 6番 小 林 洋 之 君  | 19番 桜 沢 恒 友 君 |
| 7番 中 山 稿 一 君  | 20番 上 野 博 文 君 |
| 8番 赤 津 安 正 君  | 21番 小 林 貫 一 君 |
| 9番 藤 巻 泰 雄 君  | 22番 山 崎 治 茂 君 |
| 10番 芋 川 武 一 君 | 23番 湯 本 一 君   |
| 11番 滝 沢 忠 君   |               |

欠席議員 次のとおり（2名）

- 14番 宮 沢 高 好 君
- 16番 上 村 力 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 事 務 局 長 松 島 輝 男       | 保 険 福 祉 係 長 宮 崎 均 |
| 事 務 局 次 長 補 佐 海 野 昇 正 | 主 査 湯 本 与 志 一     |

---

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	綿 貫 隆 夫 君	幹 事	竹 節 義 孝 君
副広域連合長	木 内 正 勝 君	幹 事	芳 川 憲 夫 君
副広域連合長	中 山 茂 樹 君	幹 事	富 井 義 道 君
副広域連合長	柳 澤 萬 壽 雄 君	幹 事	宮 本 昭 雄 君
副広域連合長	高 橋 善 造 君	幹 事	桑 原 富 平 君
副広域連合長	清 野 眞 木 生 君	事務局次長	月 岡 保 男 君
副広域連合長	高 橋 彦 芳 君	望岳荘施設長	小 林 美 弥 子 君
助 役	村 木 照 忠 君	高社寮施設長	池 田 剛 君
収 入 役	佐 藤 善 郎 君	千曲荘施設長	松 木 隆 一 君
監 査 委 員	岡 本 勝 君	いで湯の里施設長	中 山 敏 君
幹 事	西 沢 弘 行 君	菜の花苑施設長	丸 山 善 雄 君
幹 事	石 沢 雄 司 君	ふるさと苑施設長	丸 山 正 光 君

---

(開 議)

(午前10時02分)

(開会に先立ち、事務局長松島輝男君が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

## 1 開 会

議長(山田吉太郎君) ただいまの報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

この際、日程に入る前に報告事項について申し上げます。

はじめに、石沢雅喜君から議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定に基づき、辞職の許可をいたしましたので報告いたします。

なお、ここで新しく広域連合議員になられた方をご紹介します。赤津安正君、以上であります。

これより、平成14年第2回北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程第1号のとおりでありますから、ご了承願います。

---

## 2 仮議席の指定

議長(山田吉太郎君) 日程2、この際、議事の進行上、新しく議員になられました議員について、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただ今着席の議席を指定いたします。

---

議長(山田吉太郎君) ここで、広域連合長からあいさつがあります。

綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

**広域連合長(綿貫隆夫君)** 本日ここに、平成14年第2回北信広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

先の7月の台風6号・7号及び10月の台風21号につきましては、本地域への農作物への被害や出水など、災害発生が大いに心配をされたところではありますが、日本列島に上陸はしたものの、幸いにも直撃は免れまして、大きな被害もなく経過いたしましたことは、誠にご同慶に堪えない次第であります。

当圏域を流れます千曲川の、築堤事業につきましても、着実に工事進捗が図られてはおりますが、今後の災害防止の面からも、一層の早期完成が望まれるところでございます。

さて、当地域で進められております大型事業のうち北陸新幹線の建設につきましては、着々と事業進捗が図られ、本年度においても、明かり部分の工事発注がなされるなど、目に見えたところでも本格的な工事が進められております。早期完成、早期開通が望まれるところでございます。

また、これに合わせた、「新幹線新飯山駅」開業を視野に入れた、広域的観光の推進方策、及び幹線道路網等の交通体系づくり・ルート設定等の検討を、研究会を立ち上げまして、県の皆さんにも参画いただく中で進めております。よい方向性が見出せられますことを期待しております。今後ともご理解とご協力の程お願い申し上げます。

次に、経済情勢についてですが、県下でも依然引き続き景気の低迷によりまして、厳しさから脱しきれない状況でございます。

日銀松本支店が発表した9月の県内企業の短期経済観測調査、いわゆる「短観」によりまして、業績が「良い」と答えた企業の割合から、「悪い」と答えた企業の割合を差し引いた業況判断指数は、前回よりは若干は改善したものの、依然全産業でマイナス27を示しております。企業の景況感の改善を鈍らせております。

また、国がまとめた10月の月例経済報告でも、「景気は、引き続き一部に緩やかな持ち直しの動きが見られるものの、環境は厳しさを増している。」「先行きについては、景気は持ち直しに向かうことが期待されるが、アメリカ経済等への先行き懸念や我が国の株価の下落など、環境は厳しさを増しており、我が国の最終需要が下押しされる懸念が強まりつつある。」と、非常に厳しい見通しが示されております。

さらに、国は、平成15年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針の中で、「一般歳出及び一般会計歳出全体について、実質的に平成14年度の水準以下に抑制することを目標に、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施する。」としております。また、「地方財政については、地方歳出を徹底して見直し、地方財政計画の規模の抑制に努める。」として、地方自治体を取り巻く環境はさらに一層厳しさを増すことが予想されます。

このような状況の中で、市町村合併問題についても、大きくクローズアップされてきております。2月の市町村長会議で、当連合でも、合併に関する情報交換を行うこととしております。6月以降5回の情報交換会を開催いたしました。10月9日の5回目の会議では、岳南と岳北で、それぞれ状況の整ったところから、任意合併協議会の準備に入ることが確認されました。今後は、関係するそれぞれの市町村

におきまして、住民の皆さんの考えが十分に反映された、一番いい結果が見出されればと思っております。

さて、北信広域連合の主要事業でございます、老人ホームの運営につきましては、関係の皆さんのご協力によりまして、順調に推移をしております。最近、社会問題化しておりますレジオネラ菌対策については、入所者の健康管理にはじまり、施設管理に十分な対応をしていきたいと考えております。

平成13年度決算につきましては、広域連合としても、また介護保険制度が施行されてからの2回目の決算となりましたが、各会計とも順調な決算をすることができました。

細部につきましては、各議案の中でご説明申しあげますが、今後とも健全財政の堅持に努め、北信地域の福祉増進に努めてまいります所存でございます。

議員各位におかれましても、格別なご理解とご協力をお願い申しあげる次第でございます。本日提案いたします議案は、専決処分の報告1件、条例案1件、予算案10件、決算認定11件の計23件であります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申しあげまして、ごあいさついたします。

---

### 3 議席の指定

議長（山田吉太郎君） 日程3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により議長において指定いたします。

議員の氏名とその議席の番号を事務局長に朗読させます。

（事務局長松島輝男君、議員氏名と議席番号を朗読する。）

8番、赤津安正 議員

ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

---

### 4 会議録署名議員の指名

議長（山田吉太郎君） 日程4、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、

九番、藤巻泰雄 君、

十番、芋川武一 君

を指名いたします。

---

### 5 会期等の決定

平成14年第2回北信広域連合議会定例会運営日程（案）

会期：平成14年10月24日（木）～10月29日（火） 6日間

月日	曜日	時間	会議	摘要
10月24日	木	午前10時	本会議	開会、会期等決定、議案提案説明
25日	金		休会	議案審査のため

26日	土		〃	土曜日のため
27日	日		〃	日曜日のため
28日	月		〃	議案審査のため
29日	火	午前11時	本会議	議案質疑、一般質問、討論、採決、閉会

**議長（山田吉太郎君）** 日程5、会期等の決定について、を議題といたします。

本定例会の会期については、お手元に配布いたしました、平成14年第2回北信広域連合議会定例会、運営日程（案）のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（山田吉太郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期については、運営日程（案）のとおりと決しました。

なお、監査委員から報告のありました例月出納検査及び決算審査の結果をお手元に配布いたしてありますのでご了承願います。

議事に入る前に、以降議案の「北信広域連合」の部分については省略をさせていただきますので、ご了承願います。

## 6 議案第1号 北信広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

**議長（山田吉太郎君）** 日程6、議案第1号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 議案第1号でございますが、北信広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、申し上げます。

なお、「北信広域連合」の部分につきましては、以下省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本案は、保健婦 助産婦 看護婦法の一部を改正する法律が、平成14年3月1日に施行されたことに伴いまして、「看護婦」を「看護師」に改めるため、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を、平成14年3月25日付で専決を行ったものでございます。よろしくお願いいたします。

## 7 議案第2号 北信広域連合職員の再任用に関する条例案

**議長（山田吉太郎君）** 日程7、議案第2号、職員の再任用に関する条例案を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

**広域連合長(綿貫隆夫君)** 議案第2号であります。職員の再任用に関する条例案について申し上げます。

本案は、地方公務員法等の改正に伴いまして、職員の再任用制度が平成13年4月1日から施行され、又構成市町村においても、全市町村で制定されたことから、職員の再任用について必要な事項を定めるものでございます。

本条例は、中野市の例によるものとしており、具体的には、再任用することができる者、再任用の更新の条件、任期の末日等を定めるものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

---

**8 議案第3号 平成14年度北信広域連合一般会計補正予算(第1号)**

**9 議案第4号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算(第1号)**

**10 議案第5号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)**

**11 議案第6号 平成14年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)**

**12 議案第7号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)**

**13 議案第8号 平成14年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)**

**14 議案第9号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算(第1号)**

**15 議案第10号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算(第1号)**

**16 議案第11号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)**

**17 議案第12号 平成14年度北信広域連合公平委員会特別会計補正予算(第1号)**

**議長(山田吉太郎君)** 日程8、議案第3号、平成14年度一般会計補正予算(第1号)から、日程17、議案第12号、平成14年度公平委員会特別会計補正予算(第1号)までの10議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

**広域連合長(綿貫隆夫君)** 議案第3号から議案第12号までの10件を、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第3号 平成14年度 一般会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本案は、補正額10万1千円の追加で、補正後の予算総額は、2億9,377万1千円となります。

歳入では、分担金及び負担金として、市町村分担金を1,044万3千円減額し、県支出金を73万6千円追加し、繰越金では、13年度決算に伴い980万8千円を追加するものでございます。

歳出につきましては、議会費では、議員交替に伴い、報酬に1千円を追加し、総務費では、人事異動に伴う人件費の確定に伴い、一般管理費の人件費関係を組み替え、また、企画費では、広域的観光推進・幹線道路網整備調査研究のための車借り上げ料として10万円を追加し、また、民生費においては、やはり人事異動に伴う人件費の確定に伴い、介護保険総務費の人件費関係を組み替えるものでございます。

次に、議案第4号 平成14年度 特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本案は、補正額1,408万8千円の減額で、補正後の予算総額は、4億0,947万3千円となります。

歳入では、13年度決算に伴い繰越金を1,408万8千円減額するものでございます。

歳出につきましては、民生費の施設総務費におきまして、職員の人事異動に伴い給料等人件費を398万4千円追加し、諸支出金では、財政調整基金積立金を1,807万2千円減額するものでございます。

次に、議案第5号 平成14年度 特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、補正額1,647万2千円の追加で、補正後の予算総額は、3億2,837万5千円となります。

歳入では、13年度決算に伴い繰越金を1,612万7千円追加し、産休・療休等の代替職員の雇用に伴いまして、県補助金を34万5千円追加するものでございます。

歳出につきましては、施設総務費において、産休・育休等の代替にあたる嘱託員報酬を382万3千円追加し、また職員の人事異動に伴い給料等人件費386万8千円減額し、施設管理費及び施設生活費の下水道使用料につきましては、下水道料金の改定及び使用量の増加に伴い、それぞれ2万8千円、164万6千円を追加し、諸支出金では、財政調整基金積立金を1,484万3千円追加するものでございます。

次に、議案第6号 平成14年度 養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、補正額643万3千円の追加で、補正後の予算総額は、1億2,047万9千円となります。

歳入では、13年度決算に伴い繰越金を623万8千円追加し、産休・療休等の代替職員の雇用に伴い、県補助金を19万5千円追加するものでございます。

歳出につきましては、施設総務費におきまして、産休・育休等の代替にあたる嘱託員報酬を126万6千円追加し、また職員の人事異動に伴い給料等人件費338万6千円を追加し、施設管理費及び施設生活費の下水道使用料につきましては、下水道料金の改定及び使用量の増加に伴い、それぞれ2万円、113万円を追加し、諸支出金では、財政調整基金積立金63万1千円を追加するものでございます。

次に、議案第7号 平成14年度 特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、補正額1,598万9千円の追加で、補正後の予算総額は、2億7,977万6千円となります。

歳入では、13年度決算に伴い繰越金を1,550万5千円を追加し、産休・療休等の代替職員の雇用に伴い、県補助金を48万4千円追加するものでございます。

歳出につきましては、施設総務費では、産休・育休等の代替としての嘱託員報酬を臨時職員賃金から一部組み替え、嘱託員報酬を342万円追加し、臨時職員賃金を201万7千円減額し、職員の人事異動に伴い給料等人件費を847万3千円減額し、施設管理費では、冷蔵庫の購入及び入札差金により1万5千円を減額、諸支出金では、財政調整基金積立金を2,307万4千円追加するものでございます。

次に、議案第8号 平成14年度 養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、補正額1,228万7千円の追加で、補正後の予算総額は1億2,623万2千円となります。

歳入では、13年度決算に伴い繰越金を1,208万9千円追加し、県支出金では代替職員雇用事業の補助金19万8千円を追加するものでございます。

歳出につきましては、施設総務費では、産休・育休等の代替としての嘱託員報酬を臨時職員賃金から一部組み替え、嘱託員報酬を204万4千円追加し、臨時職員賃金を145万9千円減額し、職員の人事異動に伴い給料等人件費を396万6千円追加し、施設管理費では、便器等の修繕料及び冷蔵庫の購入に50万2千円を追加し、諸支出金では、財政調整基金積立金を723万4千円追加するものでございます。

次に、議案第9号 平成14年度 特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、補正額3,339万5千円の追加で、補正後の予算総額は3億6,196万1千円となります。

歳入では、13年度決算に伴い繰越金を3,375万5千円追加し、県支出金では代替職員雇用事業の補助金34万円を追加し、諸収入では、県の指導監査に基づき、山ノ内町の在宅介護支援センター夜間・休日業務事業の受託契約解除にともない170万円減額するものでございます。

歳出につきましては、施設総務費では、産休・育休等の代替としての嘱託員報酬 244万円追加し、病休代替の臨時職員賃金を46万8千円追加し、職員の人事異動に伴い共済費を94万8千円追加し、諸支出金では、財政調整基金積立金を2,953万9千円追加するものでございます。

次に、議案第10号 平成14年度 特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、補正額 2,161万9千円の追加で、補正後の予算総額は、3億0,982万3千円となります。

歳入では、13年度決算に伴い繰越金を2,137万円追加し、産休・療休等の代替職員の雇用に伴い、県補助金を24万9千円追加するものでございます。

歳出につきましては、施設総務費では、産休・育休等の代替として嘱託員報酬172万4千円を追加し、職員の人事異動に伴い給料等人件費を154万4千円追加し、施設管理費では、排湯槽の排湯用ポンプの修繕料46万9千円を追加し、諸支出金では、財政調整基金積立金1,788万2千円を追加するものでございます。

次に、議案第11号 平成14年度 特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、補正額 3,443万円の追加で、補正後の予算総額は、3億2,112万4千円となります。

歳入では、13年度決算に伴い繰越金を3,385万1千円追加し、産休・療休等の代替職員の雇用に伴い、県補助金を57万9千円追加するものでございます。

歳出につきましては、施設総務費では、産休・育休等の代替として嘱託員報酬 394万8千円追加し、職員の人事異動に伴い給料等人件費を307万5千円減額し、諸支出金では、財政調整基金積立金を3,355万7千円追加するものでございます。

次に、議案第12号 平成14年度 公平委員会特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、補正額 15万4千円の追加で、補正後の予算総額は、175万4千円となります。

歳入では、13年度決算に伴い繰越金を15万4千円追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費で、職員の人事異動に伴い給料等人件費を11万1千円追加し、予備費に、4万3千円追加するものでございます。

以上、10議案につきまして一括してご説明を申しあげました。よろしくご審議をお願い申し上げます。

- 
- 18 議案第13号 平成13年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 19 議案第14号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 20 議案第15号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 21 議案第16号 平成13年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 22 議案第17号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 23 議案第18号 平成13年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 24 議案第19号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 25 議案第20号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 26 議案第21号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 27 議案第22号 平成13年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 28 議案第23号 平成13年度北信広域連合公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について

議長(山田吉太郎君) 日程18、議案第13号、平成13年度一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程28、議案第23号、平成13年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてまでの、以上11議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

広域連合長(綿貫隆夫君) 議案第13号から議案第23号までの11件を一括してご説明申し上げます。

なお、お手元に、平成13年度の事業実績並びに主要施策事業の成果説明書をお配り申し上げてございますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに、議案第13号 平成13年度一般会計歳入歳出決算認定について、を申し上げます。

決算規模は、予算総額、12億9,953万1千円に対し、歳入総額、12億9,972万7,976円、歳出総額、12億8,871万9,915円で、歳入歳出差引額 1,100万8,061円の剰余でございます。

それでは、歳入歳出決算の主なものについて申し上げます。

歳入では、市町村分担金が 3億9,497万余円、国庫支出金が 3億3,769万余円で、これは望岳荘の整備に係る社会福祉施設整備費の負担金でございます。県支出金は 1億8,491万余円で、このうち社会福祉施設整備費補助金は 1億6,049万余円でございます。繰入金は 3億5,712万余円で、このうち望岳荘建設事業に係

る、ふるさと市町村圏特別会計繰入金は 3億4,200万円でございます。

次に、歳出について申し上げます。

議会費が38万余円、総務費については 7,058万余円でございます。このうち、全額国庫補助で行った、情報通信技術講習会委託料は112万余円でございます。民生費は10億2,595万余円で、このうち介護保険に関する経費が 2,195万余円、望岳荘の施設整備費が 9億8,896万余円でございます。衛生費は 3,486万余円で、休日・夜間の救急医療を行う病院に対する病院群輪番制病院運営事業補助金でございます。公債費は1億5,692万余円で、平成13年度末の広域連合債の現在額は、22億3,673万余円でございます。

次に、議案第14号 平成13年度 特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について、を申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額、4億3,486万2千円に対し、歳入総額、4億4,745万4,546円、歳出総額、4億1,627万9,982円で、歳入歳出差引 3,117万4,564円の剰余でございます。

歳入歳出決算の主なものについて申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金 3億8,679万余円でございます。

次に、歳出につきましては、4月入所者110人、5月以降入所者90人及び短期入所6床分の処遇に係る費用でございまして、施設総務費、2億3,523万余円、施設管理費、1,144万余円、施設生活費、5,851万余円、保健衛生費、196万余円でございます。改築移転が完了し、入所者の住環境が向上したと自負しております。

次に、議案第15号 平成13年度 特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について、を申し上げます。

決算規模は、予算総額、3億4,245万円に対し、歳入総額、3億5,335万8,559円、歳出総額、3億2,223万0,859円で、歳入歳出差引、3,112万7,700円の剰余でございます。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金 2億9,831万余円、一般会計繰入金1,500万円でございます。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者70人及び短期入所6床分の処遇に係る費用でございまして、施設総務費、1億9,076万余円、施設管理費、1,776万余円、施設生活費、4,598万余円、保健衛生費、158万余円でございます。本年度は、特殊浴槽設置工事672万円、居室エアコン設置99万余円等の設備整備に努めました。

次に、議案第16号 平成13年度 養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について、を申し上げます。

決算規模は、予算総額、1億1,845万6千円に対し、歳入総額、1億1,844万7,602円、歳出総額、1億1,170万8,925円で、歳入歳出差引、673万8,677円の剰余でございます。

歳入の主なものは、老人保護措置費 1億1,365万余円でございます。

次に、歳出につきましては、養護老人ホームの入所者50人の処遇に係る費用でございまして、施設総務費、6,097万余円、施設管理費、655万余円、施設生活費、3,137万余円、保健衛生費、113万余円でございます。設備整備では、処遇改善のため居室改修工事165万余円、電気設備改修工事100万余円等を実施いたしました。

次に、議案第17号 平成13年度 特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について、

を申し上げます。

決算規模は、予算総額、2億8,709万5千円に対し、歳入総額、2億9,503万3,695円、歳出総額、2億7,627万0213円で、歳入歳出差引、1,876万3,482円の剰余でございます。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金 2億6,156万余円でございます。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者60人及び短期入所 6床分の処遇に係る費用でございまして、施設総務費、1億8,185万余円、施設管理費、1,796万余円、施設生活費、3,990万余円、保健衛生費、125万余円でございます。設備の整備では、特殊浴槽設置工事598万円、居室へのエアコン設置工事99万余円等を行っております。

次に、議案第18号 平成13年度 養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について、を申し上げます。

決算規模は、予算総額、1億2,341万7千円に対し、歳入総額、1億2,730万2,049円、歳出総額、1億1,361万5,328円で、歳入歳出差引、1,368万6,721円の剰余でございます。

歳入の主なものは、老人保護措置費 1億1,465万余円でございます。

次に、歳出につきましては、養護老人ホームの入所者50人の処遇に係る費用でございまして、施設総務費、6,002万余円、施設管理費、486万余円、施設生活費、2,820万余円、保健衛生費、51万余円でございます。

次に、議案第19号 平成13年度 特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について、を申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額、3億4,388万1千円に対し、歳入総額、3億7,060万7,215円、歳出総額、3億2,985万1,971円で、歳入歳出差引、4,075万5,244円の剰余でございます。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金 3億3,078万余円でございます。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者70人及び短期入所10床分の処遇に係る費用でございまして、施設総務費、2億0,275万余円、施設管理費、1,174万余円、施設生活費、4,707万余円、保健衛生費、186万余円でございます。本年度は、居室へのエアコン設置工事259万余円等の設備整備に努めました。

次に、議案第20号 平成13年度 特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について、を申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額、2億9,775万円に対し、歳入総額、3億1,316万8,196円、歳出総額、2億8,573万2,149円で、歳入歳出差引 2,743万6,047円の剰余でございます。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金 2億8,690万余円でございます。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者60人及び短期入所10床分の処遇に係る費用でございまして、施設総務費、1億9,945万余円、施設管理費、835万余円、施設生活費、4,625万余円、保健衛生費、163万余円でございます。

次に、議案第21号 平成13年度 特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について、を申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額、2億4,416万8千円に対し、歳入総額、2億5,786万4,683円、歳出総額、2億2,051万3,666円で、歳入歳出差引、3,735万1,017円の剰余でございます。この会計は、今回が初決算であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金 2億5,635万余円でございます。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者70人及び短期入所5床分の処遇に係る費用でございます。施設総務費、1億7,786万余円、施設管理費、556万余円、施設生活費、3,521万余円、保健衛生費、127万余円でございます。

次に、議案第22号 平成13年度 ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について、を申し上げます。

決算規模は、予算総額、3億5,273万4千円に対し、歳入総額、3億5,294万6,143円、歳出総額、3億5,032万8,200円で歳入歳出差引 261万7,943円の剰余でございます。

この会計は、ふるさと市町村圏基金10億円の運用益を活用した、地域振興整備事業に係るものでございます。

まず歳入につきましては、ふるさと市町村圏基金繰入金 3億4,200万円、基金財産収入が799万余円、これについては基金利子でございます。

次に、歳出につきましては、望岳荘建設事業資金貸付のための繰出金 3億4,200万円、広域市町村圏振興整備事業費832万余円であります。

主な事業といたしましては、観光の里づくり事業として、広域的観光イベントを飯山市で開催、スポーツの里づくり事業として、山ノ内町と野沢温泉村でオリンピック等記念スポーツ大会を開催、文化の里づくり事業として、木島平村でふるさと文化祭等を開催しました。また、ふれあいの里づくり事業として、広域広報紙「虹の仲間」を発行してまいりました。

次に、議案第23号 平成13年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について、を申し上げます。

決算規模は、予算総額、166万7千円に対し、歳入総額、166万7,138円、歳出総額、116万3,095円で、歳入歳出差引 50万4,043円の剰余でございます。

歳入の主なものは、市町村及び構成一部事務組合の分担金111万余円でございます。

歳出は、総務管理費の116万余円でございます。

以上、11件につきまして、一括ご説明申しあげましたが、特別養護老人ホームにおきましては、施設利用負担金の中に減価償却費相当額が算入されており、このため各施設会計におきましては、財政状況を見ながら計画的に財政調整基金を積み立てて、後年度の負担に備えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、各施設ごとの財政調整基金の会計年度末現在高につきましては、決算書の244ページをご覧くださいと思います。

次に、監査委員による決算の審査結果につきましては、お手元に申しあげてございます「平成13年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査結果について」のとおりでございますが、審査意見を十分生かし、今後の財政運営の適正化に努めてまいり所存でございます。

よろしくご審議のうえ、認定いただきますようお願い申し上げます。

---

**議長（山田吉太郎君）** 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

---

（散 会）

（午前10時47分）

平成14年10月29日(火) 午前11時開議

---

議事日程(第2号)

- 1 議案質疑
- 2 一般質問
- 3 討論、採決
- 4 閉会

---

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

---

出席議員 次のとおり(23名)

1番 渡邊 力 君	13番 内田 克己 君
2番 荻原 勉 君	14番 宮沢 高好 君
3番 山上 政彦 君	15番 湯沢 茂佐久 君
4番 丸山 惣平 君	16番 上村 力 君
5番 佐藤 秀彦 君	17番 青木 豊一 君
6番 小林 洋之 君	18番 高野 福一郎 君
7番 中山 稿一 君	19番 桜沢 恒友 君
8番 赤津 安正 君	20番 上野 博文 君
9番 藤巻 泰雄 君	21番 小林 貫一 君
10番 芋川 武一 君	22番 山崎 治茂 君
11番 滝沢 忠 君	23番 湯本 一 君
12番 山田 吉太郎 君	

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局 長 松島 輝 男	保険福祉係長 宮崎 均
事務局次長補佐 海野 昇 正	主 査 湯本 与志一

---

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	綿 貫 隆 夫 君	幹 事	竹 節 義 孝 君
副広域連合長	木 内 正 勝 君	幹 事	芳 川 憲 夫 君
副広域連合長	中 山 茂 樹 君	幹 事	富 井 義 道 君
副広域連合長	柳 澤 萬 壽 雄 君	幹 事	宮 本 昭 雄 君
副広域連合長	高 橋 善 造 君	幹 事	桑 原 富 平 君
副広域連合長	清 野 眞 木 生 君	事務局次長	月 岡 保 男 君
副広域連合長	高 橋 彦 芳 君	望岳荘施設長	小 林 美 弥 子 君
助 役	村 木 照 忠 君	高社寮施設長	池 田 剛 君
収 入 役	佐 藤 善 郎 君	千曲荘施設長	松 木 隆 一 君
監 査 委 員	岡 本 勝 君	いで湯の里施設長	中 山 敏 君
幹 事	西 沢 弘 行 君	菜の花苑施設長	丸 山 善 雄 君
幹 事	石 沢 雄 司 君	ふるさと苑施設長	丸 山 正 光 君

---

(開 議) (午前11時00分)

(開会に先立ち、事務局長松島輝男君が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

議長(山田吉太郎君) ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程第2号のとおりでありますから、ご了承願います。

---

## 1 議案質疑

議長(山田吉太郎君) 日程1、議案質疑を行います。

はじめに、議案第1号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、を願います。

(発言する者なし)

議長(山田吉太郎君) 今の議案について質問ありますか。

(異議なしの声あり)

議長(山田吉太郎君) 次に、議案第2号、職員の再任用に関する条例案について願います。

(発言する者なし)

議長(山田吉太郎君) ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(山田吉太郎君) 次に、議案第3号、平成14年度一般会計補正予算(第1号)から、議案第12号、平成14年度公平委員会特別会計補正予算(第1号)までの、以上、10議案について願います。

(発言する者なし)

議長(山田吉太郎君) ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(山田吉太郎君) 次に、議案第13号、平成13年度一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第23号、平成13年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてまでの、以上、11議案についてお願いします。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

議長(山田吉太郎君) 青木豊一君。

17番(青木豊一君) それでは、質問をいたしたいと思います。議案第16号から主に特別養護老人ホームの問題について、お伺いをしたいというふうに思います。この中で、利用者の状況を見ますと痴呆性老人の方が、施設によっては82%を超え、低いところでも25%ということで、全体として61.6%ほどになるのかというふうに思うわけです。いわゆる御年配の皆様方そのもので非常に大変なわけですが、痴呆性老人の方が8割を超えたり、圧倒的には、50%以上という管内の施設の実態から見てですね、職員の皆さん方の御努力は大変なものだと推察できるわけです。

また、この全体、主要施策を見ますといわゆる管内における排便についてですけれども、便器介助が、全体の施設を通じて特養の6施設で一人なんです。オムツの方が約半分、ということは、入所者の排泄に対する施設の方針というのは、便器介助という事を基本的にされないで、オムツを以っておやりになっているということのお考えとすることができている。これは、私はできるだけ便器介助をして一人一人の利用者が自立の方向で、前に進むことが求められていると思うわけですが、こういうふうになっていることの理由が、方針上なのか、それとも職員の不足によってやむ無くこうせざるを得ないのかどうか、その辺についてお答えをいただきたいというふうに思います。併せて、先ほど申しあげました、痴呆性の方が6割を超えるという現状の中で、現在の職員体制で充分対応できるのかどうか、このことも併せてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、いわゆる介護サービスにおける施設間格差の問題についてでありますけれども、資料によりますと、例えば入所の場合に最高が11,307円、菜の花苑になっているわけですが、これに対して最低が10,949円、高社寮、差引358円という一人1日あたりの差額が生じているわけです。これは決して少ない数字ではないかと思うんですけれども、この根拠についてお伺いしたい。また短期につきましては、失礼しました。これは12年度です。13年度になるとですね、さらにこれが増えまして入所の場合が、11,601円でい湯の里、最低が10,964円で高社寮、差額が637円という、この施設間格差が生じているわけです。また、短期につきましては、最高が11,951円で菜の花苑、最低が11,317円でふるさと苑、634円という、施設間格差が生じているわけです。なぜ、こういう格差が生じているのかどうか、お答えをいただきたいというふうに思います。

それから、未収金の状況を見ても、利用者負担による未収金というのは全体からすると非常に少額で、主要には保険者負担が未収金になっているわけですが、前年度と比べて若干は改善されているようではありますが、なぜこういうことになるのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、この1年間で、基金の繰入金が積立金が2億8,501万円というふうにあるわけですが、介護保険制度になりまして減価償却分が計上されていることはよくわかるんですが、まったく積立金がゼロという施設がある一方で、5,000万円以上という施設もあるわけです。それぞれにおいて、本年度の基金積立のうちで減価償却分が一体どれだけ見込んでいるのかお伺いをしたいと思います。以上です。

**議長（山田吉太郎君）** 望岳荘施設長。

**望岳荘施設長（小林美弥子君）** 望岳荘です。それではお答え申し上げます。便器を使わない方針であるということではありません。オムツの方が、うちの方では8割近くの方がいらっしゃいます。またこの頃ショートでお入りになる方も、ほとんどの方は便器を使用されております。ポータブルトイレを使用されております。そのために職員は、その介助をしております。お家でお便所を使われておりましても、望岳荘に行っておムツという、そういうことではありませんので、その入所者の方に合わせまして今までお家でもトイレを使われる方はトイレ誘導、またベッドのそばにポータブルトイレを置いて使用される方につきましては、それなりにそういう方法でやっております。また、余談ですが、この頃ショートの方でそういう方が多いということで、ここでポータブルトイレをまた購入したというような状態でありますので、オムツにしているという、そういう方針ではありません。できるだけオムツを使わないでという方針をとっております。以上です。

**議長（山田吉太郎君）** いで湯の里施設長。

**いで湯の里施設長（中山 敏君）** 次に痴呆の対応ということで、お答えいたします。うちのほうは、痴呆の入所者の比率が約8割というような状況でございます。そのような絡みの中で、特別臨時職員・パート職員を常勤換算で2名追加していただいております。

**議長（山田吉太郎君）** 事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** 各施設間毎に一人当たりの費用が違うという御指摘でございます。一つには、施設規模がひとつあります。こちら辺が一つ大きな要因かと思っております。それからもう一つは、そこに利用していただいている皆さんの介護度の関係もございます。そんなことが主たる原因であるというふうに考えております。未収金の関係についてお答えいたします。介護保険制度になりまして保険請求をいたしますと2ヶ月遅れでお金が入ってまいります。年度末になりまして、請求額に一部保険者、つまり市町村であります。市町村側からの請求とそれから各施設からのサービスを行った側からの請求とが国保連のほうに集約されまして、そこで突き合わせが行われます。その時に、実際には保険者側からのサービス計画と施設側の実際のサービスの間に若干のずれが出る場合がございます。そうしますとそこで、一回そのための計算を行います。その時に実は年度末になりますと、2ヶ月遅れで来ますから5月の出納閉鎖に間に合わない事態がございます。極力気をつけておりますけれども、そういう事態が出るときに未収金ということで、出納閉鎖期間中に間に合わないという事態が生じます。

**議長（山田吉太郎君）** よろしいですか。

（「はい」と言う声あり）

**議長（山田吉太郎君）** 青木豊一君。

**17番（青木豊一君）** 最初に、痴呆と便器介助の問題についてお伺いしたいわけですが、それぞれ

のところでご努力いただいていることは今のお答えでも理解できるわけですが、もちろんお答えにありましたように、ポータブル等その他のオムツあるいは便器介助以外でおやりになっていることは充分承知しているわけです。しかし何れにいたしましても、8割を超えてオムツの人がですねおられると、この方の、じゃこの施設の介護度の5の方はどうかというと、5割以下なわけですよ。で、例えば3割台のところでも3分の2の方々がオムツ使用、こういう現状にある。私は、職員の皆さん方の御努力について否定するつもりはないんですけども、職員の皆さん方も、私たちも共通するのは、利用者の皆さん方にどうやって良好なサービスを提供するかという点では共通しているわけです。そうしたときに、便器介助そのものがゼロというか、限りなくゼロで6つの施設全体で1名のみ、あとは全てポータブル等々と、主要にはオムツを利用されていると。ここがやはり私は改善すべきことだと思うんです。もちろん、在宅時の延長線ということも一つとしてあろうかと思うんですけども、同時にまた一つ施設という点では在宅ではできないサービスの提供によって改善の方向に進むということも私は当然望んでいるわけでありまして、そういうことから考えたときに、私としては、異常としか思えない。ですから、職員の皆さんと私達とで、どうやってここを改善すれば、便器介助あるいはポータブル化の方向により進むのかどうか。なぜなら、身障者の方々が、寝ておられた方々が、車椅子に乗る、あるいはベッドで起きる、その一つの行動が、どんなに喜びであるかってことはしばしばお聞きしているわけでありまして。ですから、オムツによってベッドで日常的に介助されるのと、ポータブルトイレを含めた形でベッドから一時的でも降りられるということは入所者にとっての私は大きなサービスの提供だというふうに思うわけです。そういう点で、やはり皆さん方は当然のこととして、サービスの提供者としておやりになりたいお気持ちはよくわかると思うんです。問題はやはり、職員体制がそれに伴う状況になっていないということに大きな問題があるのではないかとこのように思うんです。昨年度でみますと、先程、たぶんふるさと苑の施設長さんだと思うんですけども、2人というお話だったかと思うんですが、昨年という臨時職員は5人いるというふうに成果説明書では記述されているわけですが、やはり入所者に対するサービスの提供からより良い方向で進んでいくためにも、私はやはり施設である現場からその改善の具体的方法というものを提起していただきたいというふうに思います。あるいは、これがやむをえないものとして、それがないとすると結果的には、これはやむをえないものとして判断せざるを得ないし、こういう状況で改善をしようとするれば職員の皆様方にもかなりのやはり負担を強いざるを得ないということですが、改善の必要は私は強くあると思いますので、改めてこの点についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、施設間の格差の問題について、先ほど次長からのお答えでは、規模や介護認定の度合いによるということが主要な問題としてお答えがあったわけですが、最高のいで湯の場合には、介護度5の方々が5割以下なんです。で、高社寮の場合は5割を確保したところ。施設の的にも、それほど大きな差が見られないわけでありまして、そこに主要な要因を求めるということは、もっとそうならば格差のあるところがあるにもかかわらずこうなっているということはやはり、高社寮の職員が特別若いのか、それとも、材料等について農家からの提供者が過大に見込まれているのかどうか、というようなことしか考えられない訳でありまして、もう少しこの点について明確にお答えをいただきたいというふうに思います。以上です。

**議長（山田吉太郎君）** 千曲荘施設長。

**千曲荘施設長（松木隆一君）** 千曲荘の松木ですけれども、今質問のありましたオムツ使用の関係でございますけれども、他の施設もなから同じんじゃないかなと思いますが、一応千曲荘の状況をちょっとお話をさせていただきたいと思います。千曲荘では60名のうち40名ということで、オムツ使用ということで数字を出してありますけれども、実は40名はオムツを使用しているという考え方で掲げてございます。内容をちょっと申しあげると、内5名程はオムツは使用しているんですけれども、便器あるいはトイレの方へ誘導をさせて、本人からナースコールがあれば誘導をさせて、トイレを使用しているという状況でございます。そんなことで、一応オムツを使用しているという中に、一応ただ単にオムツを使用しているという部分で掲げてございますのでご理解の程お願いいたします。それから、議員さんのおっしゃられるとおり、オムツ使用でも、できるだけオムツを外してということで方針を掲げてやっておるわけですけれども、なかなか実効が上がっていないのも実情でございますけれども、鋭意努力していきたいと思っております。以上でございます。

**議長（山田吉太郎君）** 事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** お答えを申し上げます。各施設間格差の関係でございますけれども、各施設でそれぞれ利用していただいている施設利用者の介護度の関係でそれぞれ差が出るのが主たる原因でございます。以上であります。

**議長（山田吉太郎君）** 青木議員、よろしいですか。

**17番（青木豊一君）** 現場はいろいろお答えがあるように、苦勞されたり改善の方向について努力をされているということは、それぞれの施設長さんからお話がありませんけれどもお答えにその苦勞がにじんでいるということを理解できます。よってこれは、施設長にお伺いしたいと思うんですけれども、何れにいたしましても10人いたら7人近くがオムツを使用されているというのが施設全体の平均的な状況なんです。私も近親者の中で、オムツを使用するということに対して非常に抵抗をされたという経験ももっています。こういうふうなことを考えたときに、これをどう改善するかって言うと、私は現状では、職員体制の強化をする以外にそれぞれの施設としては、方針としてオムツ使用という方向を主たる方法として取り入れてやられるのではなくて、いろいろな努力をされる過程の中で、結果としてこういう状況にならざるをえなくなってきたというふうに受け取れるわけです。そういう点で、これは13年度でありますけれども、14年度についても基本的にはやはり変わっていないというふうに思われるわけです。そういう点で、この改善についてはやはり必要な人員配置をして可能な限りやはり介護者がより良いサービスで、そしてこの介護サービスの提供を受けられると、こういう状況を施設長として具体的な対応をとるべきだというふうに思うわけでありまして、この改善について人員の増加を含めて施設長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

それから、施設間格差の問題についてはですね、介護度の問題では説明のつかない問題だと思います。しかも、先程も申し上げましたとおり、12年度は菜の花苑で、13年度もいで湯の里と、ところが最低の高社寮がですね、12年度も13年度も同じなんです。で、しかもその格差っていうのは、2倍近くに広がっているわけですね。こういうものは、やはり現状は、私はやはり施設におけるサービスの問題ともう一つは

やはりこういうところから高社寮がですね特別、基金残高が多くなる一つの要因にもなっているんじゃないかというふうに思うわけでありまして。そういう点で、この点のもう少し科学的な検討を、是非調査をしていただいて後刻、本議会でなくてもいいですから、御報告を願いたいというふうに思いますが。議長のほうでよろしくお取り計らいをお願いします。以上です。

**議長（山田吉太郎君）** 事務局次長。答弁願います。

**事務局次長（月岡保男君）** ただ今の施設サービス費の施設間格差でありますけれども、後ほど資料のほうを申し上げたいと思います。

**議長（山田吉太郎君）** 望岳荘施設長。

**望岳荘施設長（小林美弥子君）** 便器介助のことについてお話ししますが、それぞれの方につきまして個別に処遇の検討会議というのを開いております、職員としましては精一杯努力をしておりますが、例えばこんなことがありました。施設では、トイレ誘導をしてトイレでやっていただいた。ところがケガをされて病院へ入院されてしまったと。そうしますと病院から帰ってきたときに、ほとんどの方はオムツでお帰りになります。ですけれども、また、退院後施設のほうで外れたという方が多くあるわけなんですけれども、何れにしてもそれぞれの方の状態に応じまして、トイレまで行っていただくのが良いのか、それともポータブルトイレの所で介助をさせていただくのが良いのか、それともベッドの上で便器を使わせていただくのが良いのかということは、看護師、介護員そして先生の助言を得まして、そういうふうな対応をしていただいておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（山田吉太郎君）** 青木豊一君。

**17番（青木豊一君）** あの、だからですね、施設の方では努力されていることはわかるし、今お話がありましたように例えばポータブルトイレということになりますと費用も必要になりますし、当然そうなれば人も増えなければならないというふうに思うわけでありまして。そういう点でやはりこのことについては、もちろん私は機械的にですね問題を提起しているのではなくて、オシメを日常的に当てられる、しなければならぬ生活というものがどんなにやはり一人の人間としてね、私はやはり本当に切ない事だと思うんですよ。これはやはり当たり前として行くのか、それとも今施設長の話がありましたようにね実態にあわせながら少しでも一人の人間としてその尊厳を認めて、そしてより人間としての生き様を貫いて行っただけだと、こういう方向にやはり私は施設とともに何といってもやはり、連合長自身がね、その立場にしっかり立たなくてはならないという事で、先ほど答弁は施設長ではなくて、連合長に、人とポータブルトイレ等を含めたお答えを求めたわけですから連合長のほうからこの点についてのお答えを明確にいただきたいということです。

**議長（山田吉太郎君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 基本的には、青木議員のお考えのとおりであるというふうに思います。事務局のほうも真剣にその点について各施設に随時連絡を取っていると思いますので、今後ともしっかりした対応ができるようにそんなことで行きたいと思っております。

**議長（山田吉太郎君）** ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（山田吉太郎君） ありませんので、以上で議案質疑を終結いたします。

議長（山田吉太郎君） この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（休憩）

（午前11時43分）

（再開）

（午後1時02分）

議長（山田吉太郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

事務局次長から発言を求められておりますので、これを許可します。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） 先ほどの青木議員さんのご質問の中で、介護サービス費ということでございまして、答弁内容に混乱がありました。歳入科目における分担金及び負担金ということでございますので、よろしくお願ひしたいかと思ひます。

## 2 一般質問

平成14年第2回北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

発言 順位	件 名	質 問 者		答 弁 者
		議席	氏 名	
1	広域連合特養施設の栄村への新設について	4	丸山 惣平君	広域連合長
	ショートステイの運用について			
	広域連合職員の待遇改善について			
2	介護保険制度の今後の対応について	17	青木 豊一君	広域連合長
	市町村合併について			
	角間ダム部会に対する広域連合の基本的態度について			

議長（山田吉太郎君） 日程2、これより一般質問を行います。

本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配布いたしてあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

順位1番、広域連合特養施設の栄村への新設について、ショートステイの運用について、広域連合職員の待遇改善について、4番、丸山惣平君。

(4番 丸山惣平君登壇)

**4番(丸山惣平君)** 発言を許されましたので、通告に基づき順次質問をし、連合長の答弁を求めたいと思います。一つは、広域連合特養施設の栄村地籍への新設について、去る2月の定例会での連合長の答弁に基づき、再度質問をいたしたいと思います。2月定例会で連合長は来年度、県、市町村の老人保険福祉計画、介護保険事業計画の見直しがありますので、計画に基づき今後新たな施設整備について検討をしていきたいと思っておりますと、このように答弁をされておりましたけれども、その後2月以降どのように検討されその結果どうなったのかについて先ず最初にお尋ねしたいと思います。なお、特養施設を必要とする連合内の特養入所待機者数について、連合7市町村別の数、その待機状況、特に市町村別に自宅待機、老健施設の待機、入院、その他別にどのようなになっているのかその点についてお尋ねしたいと思います。

次に2番目に、ショート入居者送迎体制の確立とショートの運営上の職員体制の充実についてお尋ねをいたします。平成13年度決算の主要施策の成果説明書によりますと、連合内特養6施設に43床のショート、これが掲出されております。その年間短期の入所件数は、この成果説明書の数によりますと年間1,347件、更には利用日数は14,145日、これを月割りにしますと月平均で約112件、1件平均の利用割合は、10.5日ということ、月平均20日と見ても1日平均5.6件の入退所に伴う送迎が行われていることとなります。私は、その対応に日夜取り組まれている職員の皆さんに、先ず心から敬意と感謝を申しあげたいと思います。以下2点について、連合長の見解を求めたいと思います。1点は、ショートが43床のうち菜の花といで湯は定員がそれぞれ10床で、痴呆症の受入を前提とした施設でもありますが、あとの4施設はそうではありません。特養入所者の場合、ある程度生活のリズムが良いほうですが、ショートの場合は、ケアの計画をする上でもたいへんな面があると思います。国の介護保険法に基づき、短期入所生活介護についても基準に照らしてどう対応されているのか先ず連合長にお尋ねしたいと思います。2点目は、ショート入居者の送り迎え、送迎に連合として2台のワゴン車がある。菜の花といで湯に配車されています。そこで施設の車での送迎している件数と家族が入退所時に送迎している件数についてお尋ねいたします。また、施設の車で送迎した場合の本人負担は、どのくらいになるのかについてもお尋ねしたいと思います。特に施設の車での送迎には、それぞれ担当も指導責任を持っている職員が、大きなワゴン車の運転と介助の2人体制で送迎にあたっておりますけれども、送迎の安全という面から早急に送迎体制の確立を図るべきだと思います。例えば、専門的なシルバーに、また民間ハイヤーなどに委託するか、また連合独自の送迎体制をとるなどの選択肢もあろうかと思っておりますけれども、連合長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、3点目については、職員の待遇改善についてであります。昨年と本年の2月、定例会毎にこの件について取り上げ、連合長に改善を強く求めてきました。以下これまでの連合長の答弁の上にならって、4点について先ずお尋ねしたいと思います。1点は、介護員、看護師を除いたこの介護員の夜勤体制について、県内各施設の平均は、月夜勤回数は前回では4回と答弁をされております。当連合は4回から5回と2月

末の本会議で連合長は答弁をされていますが、その後どう改善されたのか、この点について先ずお尋ねいたします。なお、平成13年10月分の1ヶ月だけを見ても連合長の報告では5回から6回と、これは昨年10月1ヶ月でありますけれども、5回夜勤の方が61人、6回夜勤の方が28人、で89人に、結局夜勤をする128人のうちの70%の方が5回・6回となっているということが資料としても報告されました。次に2点目は、平成13年度のこの回数、平成14年度の4月から9月までの上半期の回数についてお尋ねしたいと思います。夜勤勤務者から看護師を除いた分、嘱託職員を充てるとしたが、どのようなふうに措置をされたかのかについてお尋ねします。3点目は、職員、一般職員、介護職員別の年休休暇状況、取得できる平均日数と取得した平均日数についてもどう改善をされたのかについてお尋ねいたします。平成13年2月の答弁では、平均2.1日、介護職員は1.6日とされましたけれども、平成13年度の決算の結果、さらに平成14年度の4月から9月までの年休所得状況についてお分かりでしたら御報告いただきたいと思います。4点目は、嘱託職員の雇用状況についてであります。以上連合の事業はサービスであり、そのサービス提供者は職員であります。従って人件費が最大の事業費であります。以上の立場に立ってどのように改善されたのか連合長は答弁に責任を持つ立場から明確な答弁をさらに求めたいと思います。以上を以って第1回の質問を終わります。

**議長（山田吉太郎君）** 綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 丸山議員のご質問にお答えいたします。まず、広域連合特養施設の栄村への新設についてのご質問であります。

現在、平成15年度から19年度までの「介護保険事業計画」の見直しの中ではありますが、このなかで、平成19年度までの特養の整備目標数は、現在の420床に70床を加えた490床で、現在、県が国と協議中であり、しかし、北信広域管内における施設整備率は、県内他圏域に比べて、最も高率であり、70床の増床計画の認可は厳しい状況にあります。「介護保険事業計画」に基づき、特養整備が可能となった場合、当圏域内での平成19年度までの間には、70床増床が限度となるため、民間活用の有効性等を含め、検討に入ったところであります。

次に、ショートステイの運用についてであります。経営主体は異なっても、サービス提供はケアプランに基づいて行うものであるために、サービスに差異が生ずるものとは考えにくいものでございます。現在、管内の介護サービス事業者で組織する、「北信圏域介護保険事業者連絡協議会」に加入し、年2回の研修会、及び介護支援専門員部会での研修及び情報交換会に参加しております。今後も、サービス提供者間の情報提供及び交流等により、研修に努めたいと思っております。

ショートステイの送迎についてであります。現在、連合施設でショートステイの送迎を行っているのは、「いで湯の里」と「菜の花苑」の2施設であります。この2施設は、開設当初は各々20床であり、送迎車の購入が補助対象とされておりました。ほかの4施設はショート専用床が5～6床で送迎車の補助対象外でありました。施設利用者へのサービス低下を招かないように、送迎時に必要な人的措置で対応しております。

次に、看護師を除いた介護員の夜勤回数について、先の議会以後どのように改善してきたかという問題、夜勤勤務者から看護師を除いた分、嘱託職員を充てることはどうなっているかというご質問ですが、

夜勤可能な嘱託職員の雇用を拡大して対応してきております。看護師分の嘱託職員雇用は、現在では困難と考えます。

次に、年休の取得状況や、取れやすくするためにどうしたか。平成13年度と14年度9月までの比較を示してほしいということで。また、県内他施設とは比較してどうかということでございますが、本年度より年休取得によるサービス低下をきたさないよう、予算措置を講じ対応してきております。その結果、前年度に比べ、若干ではありますが、年休の取得日数は増加しております。また、県内の広域連合と一部事務組合、計4団体に照会したところ、ほぼ同じような取得実績でありました。

嘱託職員の雇用状況についてのご質問ですが、産前産後休暇及び長期療養休暇については、県の補助を得て、また育児休暇については、単独で代替嘱託職員を雇用しております。

詳細につきましては、事務局次長より答弁させます。

**議長（山田吉太郎君）** 事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** 連合長答弁に補足して答弁を申し上げます。先ず待機者数の関係でございます。

私どもの方で実は平成14年の7月に調査をいたしました。その結果でございますけれども、これは市町村の方に私ども照会をかけまして、市町村から回答のあったものをそのまま集計したものでございます。待機場所別ということでございますので申し上げます。在宅が128人、老健が91人、入院が37人、その他が31人、合わせて287人ということでございます。これは、本年の7月に各市町村に照会したものでございます。送迎のときの本人負担はいくらであるかということでございますが、料金は1,840円の1割、184円あります。それから年休は、平成13年度についてですが、平均3.4日、それから14年度の上半期については2.3日であります。県内の北信・東信・南信・中信の4ブロックのそれぞれの広域連合に照会したところ、取得数が高いところで、5.0日で、低いところは3.3日でありました。以上であります。

**議長（山田吉太郎君）** 丸山惣平君、再質問ありますか。

**4番（丸山惣平君）** それでは、再質問いたしますけれども、最初に特養施設を栄村地域への設置について連合長の方から県の計画について、非常に厳しいというような答弁がありました。今次長のほうからも連合の中における入所待機者数が全体で287人もおいでになる。私、特に今報告を聞いて287名のうち自宅で待機している方が128名です。そうすると、全体の約45%が自宅で入所できずに待っていると、更には老健施設の待機者が91名でありますから約32%、いろいろと68名でやりますと約23%でちょうどこれで100%になる。非常に多くの待機者数があるという事がただ今の数字ではっきりしたわけでありまして。2月の連合長の答弁で、平成16年度における連合の施設の整備目標である420床が達成だと、今度そこにプラス70床にして490床になりましたけれども、しかしいろいろと答弁をされますけれども、今日の287、更には自宅待機が128名おるといふ現状をお聞きすると、特養施設の新設は今、当連合として当面やはり急務であると思っておりますけれども、連合長は今日の自宅待機者の数についてどう受け止められているのかもっと誠意ある答弁を私求めたいと思います。で、既にご案内のとおり、連合長もこの種の要望については平成12年の10月連合内5町村の町村議員大会で特養施設の新設に当って特別決議をし、県議会にも送付をされ、県議会においてもその点が、全会一致で採択をされております。既に連合長も御案内と思われましてけれども、この10月11日も当連合管内の5つの町村の議員大会が開かれました。これは連合内における市町村議員のうち、約

80名の方がおられますけれども、この議員の皆様方は当連合内の人口約10万4千人程でありますけれどもそのうち33%を占める、当連合の面積1,009平方キロメートルのうち72%の地域を占める、それぞれ人口といい、地域といい、その地域を代表される議員の皆さんが大会で栄村地域に既に受け入れる予定地を確保済みであり、連合内市町村の均衡ある福祉施策の充実のために早期に建設するようにと全会一致で決議をされてきております。そして今回もそれぞれ関係機関に送付をされておりますけれども、この点についても連合長は、本当に連合の集団の単位の中において、そういう見解が統一されているのかどうかについて私、もっと明確な答弁を求めたいと思います。私は、今年の2月の議会答弁で、連合長は位置決定については合理的な距離と合理的な方法でと申されましたけれども、私は栄村地域への建設、平滝地区へは、その点には合致した最もふさわしい位置であると思います。連合としても早期建設に向けての一致した、連合内における副連合長との一致した見解を早急に早く出させるよう強く私は連合長に求めたいと思いますけれども、この点について連合長はどのようにお考えになっているか。もう一度言いますと、一つは今日の特養の入居待機者の現状についての受け止めと、そして2つ目は、5町村議員大会の決議を尊重して早期建設に向けての見解という、この点について明確な答弁を求めたいと思います。

次に、ショートの利用上の職員体制と送迎体制の確立についてであります。このショートの運営については、平成12年3月24日厚生省令によりまして介護保険法に基づき、指定居宅サービスの運用についての基準が示されたことは、連合長もご案内のとおりだと思います。その中で、特にショート、特に短期入所生活欄についてはその法の第9条に、条例126,128更には129条130条等で事細かに短期入所の措置の問題について述べられています。すなわち、事業者は、事業者は連合長であります。即ち連合長は、介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に務めるものとする。これが先ず最初の、いわゆる条例でうたってある文面であります。また短期入所の場合には、概ね4日以上に渡る入所をする利用者については、要するに施設管理者、連合長は、短期入所生活介護計画を作成して、利用者又はその家族に対してその内容などについて説明しなければならないと条例で規定をされております。午前、わが党の青木議員からもいろいろとショートの問題、お話がありました、実際にこういう点についてどのようになっておるのか。なお、職員配置も、指導上の点につきましても、入所者3に対し1人の介護職員の配置割合は、あくまで介護保険報酬算定基準であって、この基準を下回ってはならないと厳しく指摘をし、特にショートの場合はその実態に併せて配置すべきであるという点を国は指導を強めています。もしこの点を明確にしないと午前のような質疑に終始をしてしまうのではないかと。3対1はあくまでも基準であります。しかし、それを下回ってはならない、この点で現場の施設長の皆さん方は苦勞している。ここをどう打開するかは正にこれは連合長・副連合長の皆さん方の政治責任だと思います。その点について私強く連合長に、職員体制の問題についてどのようになっておるのかお尋ねいたします。以上、私は、国の基準や条例の規定も指導上の留意事項に照らして個々の短期入所利用者の介護計画を作成し、福祉利用サービスを進める上でショートへの職員配置の充実を図るべきだと思いますけれども、事業者である連合長の見解を私重ねて強く求めたいと思います。

次に職員の待遇改善の問題についてであります。夜勤回数について、平均、平成14年2月議会の提出された資料を見ますと、平成13年10月1か月分について、確かに夜勤回数は、5回これが61人、6回の方が28

人で、5・6回の夜勤の方が89人、そうすると夜勤をする128人のうち70%が5回から6回という夜勤をしているということは、これは連合長の答弁の中でも明らかになっています。夜勤する職員について、囑託でなく臨時職員を充当して改善を図ったとしておりますけれども、それはそれとして若干改善した点については、私は評価をいたします。しかし、臨時を要するに夜勤に雇用するよかも身分をしっかりと囑託として保証し、責任を持って充てるよう必要な囑託職員としての待遇に改善をし、身分を私は保証すべきであると思います。

次に、年休の取得状況についても先ほど次長のほうからお話がありました。私は本来年休は、法で定められた職員の権利であります。今日の新聞を見ますと、厚生労働省は昨日10月28日に発表した調査によりますと、平成13年度の企業社員の年休取得の全国平均について出されています。その新聞報道によりますと与えられる年休の日数は、18.1日、このうち取得した平均日数は、全国的には8.8日、取得率は48%というふうに報道されております。私、岳北広域組合のこの間の議会におきましても、岳北広域消防は、日勤者が5.93日、消防交代勤務者は3.20日となっております。そこで、参考までに飯山市職員の年休、平成12年が7.8日、平成13年度が8.2日、従って連合の介護職員の年休所得日数は、先ほどの報告によりますれば、若干、平均3.41日、特に介護職員の場合には2.6日というふうに次長のほうから報告されております。この数字がいかに異常であるかわかりかと思えます。連合長がこういう年休が取れないという状況についてどのように受け止められておられるのか。特に介護職員の皆さんがまとまった休暇も取れないという現状についてはどう考えておられるのかもっと誠意ある答弁を私は求めたいと思えます。以上で、2回目の質問を終わります。

**議長（山田吉太郎君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 各質問に対する丸山議員のほうから再度ご質問がございましたが、先ず、特養の待機の問題でございますが、私の方でいろいろと待機の状態に対しての状況を聞いてみますと、なかなか入所を希望しておられる方が直ぐに空きました、どうぞと言うと、まだちょっと入所まだできないんで、一応は申し入れをしたんですが、まだ今すぐにはできません、というようなことがしばしばあるというようなことから、非常に待機者というのの実態が、確実な数字を把握できない状態にあるようでございます。ある程度をとってみればいいのかも知れませんが、それも技術的に検討されているんでしょうが難しい事だと思えます。また、県の方の70床というのもどういう根拠から割り出したかはなかなか把握できないところで、この状態としてはちょっと数字そのものを根拠にしてそれを十分に飲み込めるだけの可能性のある施設を作っていくということが、果たして投資バランスという言い方はおかしいですが、的確かどうかということについてはまだまだもう少し突っ込んだ研究をしないと出てこないことではないかというふうに思っております。それから、特養の増設といいましょうか、他の場所に新設をとということですが、今非常にそういう意味で何かと結論が出しにくい状態にあるところから、今この場で、現時点で、例えば栄村さんに連合としての施設を作るといような結論にまでは至っておりません。栄村さんにおいての問題点はどのようなところがあるかということをもう少し検討してみたいということでございます。それから、民間活用の問題が非常に今重要な問題でございます。これは私は、福祉施策の中でまだまだ研究が足りませんけれども、今全体的にはなるべく公設のものより民間のそういった福祉施設の方をもうちょっとバラ

ンスよくしていくべきであろう、その時に公的な施設と民間の施設との全てのいろいろな条件の中であまりに差があり過ぎるようでは、民間のほうの施設も育っていかないという問題点も、大きな問題としてあるのではないかというふうに思うわけですが。まあ、これは国家的な問題であろうというふうにも考えております。何れにしても今のところ連合長、副連合長の会議の中では、どこへ、どのような物を、いつ作るということについては、結論的なものは出ておりません。その他の点につきましては、事務局次長の方から再度併せて回答いたします。

**議長（山田吉太郎君）** 事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** 補足して答弁を申し上げます。ショートの運営の関係で御指摘をいただきました。当広域連合では、ご質問の中にありましたように3対1の職員配置基準を下回らないよう十分注意しながら日々運営にあたっております。また、施設利用者の状態によりまして必要な場合は、パート・臨時等の職員を配置してあっておりますのでお願いします。それから、夜勤の回数につきましては、若干改善したというふうに評価をいただきました。実は、前段では産休・育休等の長期の休みに入る正職員の充当は、臨時・パートだけでやっておりましたが、それですと残りの職員に負担がかかるということから現在では、主として産休・育休の長期の休暇に入る職員につきましては、嘱託職員を充てまして夜勤もやっていたとすることで改善の努力をしております。それから、年休の取得状況でございます。確かにご指摘のとおり、介護職員につきましては年休の取得状況が低い状況であります。しかし、現場の職員に聞きますと、1回の夜勤をいたしますと明けで公休ということで、1回の勤務で2日分の勤務をしていただきますので、その後明けで公休という態勢に入ります。そのために結構昼間の時間が取れるというような話もございます。夜勤の回数はそれぞれ個々職員、別ですが、年間総労働時間につきましては平成14年度につきましては、1,960時間でございます。夜勤回数に関係なしに総労働時間が皆同じでありますので付け加えて申し上げます。以上であります。

**議長（山田吉太郎君）** 丸山惣平君、再度の質問ありますか。

**4番（丸山惣平君）** それでは、一応一通り連合長のほうから考え方等についてお聞きしてわかったんですけども、私、再々の質問でありますけれども、特にまた今まで質問をした点についてもう一度まとめてみた場合に、特養の入居待機者の現状から特養施設の早期建設は必要であるということについては、連合長はどのように受け止められているのかどうか、その点がなかなか定かでないですから。この施設の問題、位置決定についても、あまり乗り気じゃないようなそういうふうにしかならざるを得ないんですが。この点についてもう一度お尋ねしたいと思います。その上にたって、5町村の議員大会の決議というものを、2回にわたる決議、特に大きな千平方キロメートルからある地域における議員さんの代表者のそういう2度にわたる決議が、あるいは特に連合管内におけるそれぞれの市町村の均衡あるやはり福祉施設の充実というこういう見地から見た場合、それほど私難しい問題ではないと思うんです。この点についてもう一度明確なやはり所見をお尋ねしたいと思います。それから、ショートのこの運営上の点については、やはり入居者へのこのケアの介護計画に基づくサービスを進める上で、私やはり職員体制の充実というのは非常に重要ではないかと。これはいったん入居したそういう施設介護にあっている皆さん方は一定の生活のリズムがありますけれども、ショートでくる場合はそれぞれ、その介護計画を作るまでも非常に大

変な労力を必要とするわけです。これは3対1に、枠にとられずにやはり対応していく必要があると、これは国の指導であります。3対1さえ守られていればいいという問題ではないわけなので、この点についても最高の責任者である連合長の考え方を、で、更にこの短期入居者の送迎体制の確立の問題は、当然これは家族が送迎している率が非常に大きいです。送迎している施設は、菜の花といで湯だけなんですよね。後の4施設はそれぞれ家族が、或いはまた、社協の車を運転手を心配して送り迎えをしているというような状況で。職員が送迎する場合でも、やはり生活指導員の方が当るとか介助員が、結局運転手と介助員が2人つかなければならない。1日平均で5.何人になりますから、送り迎えを加えれば10回以上になる。そういう点を見た場合非常に私、ショートにおける送迎体制というのは大事な問題ではないかと。特に、家族の負担軽減のためにも、連合の車でやってもらえれば1,840円、本人負担が184円と先ほど報告がありました。しかし家族が迎えるにはその金であがらないわけです。この点について連合長はやはり家族の負担軽減、更には利用する者の安全、何よりもやはり運転、或いは介助する職員の負担軽減と、更にはもし足りない場合にはワークシェアリングで仕事の分かち合いの中で、やはりシルバーやハイヤーの民間に委託をすとか、そうでない場合には囑託を頼んで送迎の専任体制を組むということも当然やはり介護保険を掛けている以上は、それは連合長として責任があると思うのですけれども、この点についてもう一度答弁を求めたいと思います。なお、私最後に連合長からいろいろと答弁を今まで何回かにわたって連合長の答弁を聞いてまいりました。本年2月の議会で連合長は再三再四にわたるこの職員の待遇改善や更には職員人事の状態の問題について質したところ、連合長としてその答弁の中において、連合長として極力現場の状況について正しく把握し実態を判断していきたいと。これは今年の2月の本会議における答弁であります。そしてさらに連合長は、私自身2重の体です。要するに市長と連合長というのを2重の身体だとおっしゃったんだと思います。私自身2重の身体ですが、時間を割きまして極力現場を見られるように努めていきたい、このようにこの本会議で答弁されていることは、連合長はご案内のとおりです。答弁をされた以上、私、連合は何れにしろ行っている事業は、先程も青木議員の方から申し上げましたけれども、長い間社会のために貢献されてきた、そして不幸にして高齢になって施設に入所されなければならない、こういう点を見た場合に非常に社会的に見れば大事な方々です。それらを介護保険法に基づいて、要するに年金の方は天引きをされて保険料を取られているわけです。この介護保険法に基づいて施設で預かり措置をされている事業者として、その最高の管理責任者は連合長であります。従って私連合長の役割というものには極めて重いものがあると思います。もちろん副連合長はそれに次いでやはり責任がそれぞれおありだと思います。私は2月以降の答弁以後、既に8ヶ月経過しております。この間どのように、2月議会で答弁をされたように極力現場を見られて実態を判断をされたのかどうか、どのように視察をされてきたのか、そして実態についてどう把握されてきたのか、また今後の視察日程などについてお伺いして質問を終わりたいと思います。

**議長（山田吉太郎君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 丸山議員からの熱意あるご質問を受けましてお答えをしたいと思います。総括的な答え方しかできないわけではありますが、この特に広域連合で行っております福祉・保険の事業につきましては、極めて重要な仕事ではありますが、常に福祉の問題とその他のいろいろな事業の問題とのバランスということが問われ、また討議されてきている現状であろうというふうに思います。極力という曖昧な言葉

を使って大変恐縮でございましたが、やはり連合の長としての立場からは、是非広域連合の福祉施策をこの施設を通して少しでも許される範囲でより向上するのみにしていきたいという、そういう気持ちであります。また一方施設の視察などをどの程度やれたのかということのご質問でございます。大変お詫び申しあげますが、それにつきましては直接なかなか時間が取れないという言訳で実現はしておりません。ただ、広域連合の中で大事なことは、広域連合長また副連合長、皆様方もそれぞれの市町村においての非常にお忙しいお仕事もあり、かつ広域連合の組織というものができているわけでございます。従いまして、事務局も十分にそのまとめをして頑張っておりますので事務局のほうと各施設との間の連絡が密になされております。そしてその報告を受けて判断をするということは先ほどのお話のように極力深くやっていこうと思っているわけで、これでいいというふうに思っているわけではありませんが、お互いの組織の連絡を良くして最終的には入所者の皆さんにまでその満足が行き渡るように努力をしていきたいというふうに考えております。

(議長という声あり)

**議長(山田吉太郎君)** 丸山惣平君。

**4番(丸山惣平君)** 議長、私、特養施設のやつと、それと市町村の議員大会の決議をどう認めるかという再三にわたっての質問です。サービスの入居者の問題についても、送迎の問題、どういう方法をとるか、現状のままで推し進めて行くんだら行くでいいし、その点についてもっと連合長はね、視察については反省するといってもね、答弁はもうこの場でやってもらうわけですので反省はいらないのでね、是非率直に答弁をしてもらわないと。

**議長(山田吉太郎君)** 綿貫広域連合長。

**広域連合長(綿貫隆夫君)** 施設については、必要ないといっているわけではありません。先ほど再三申しあげましたように正確な実態を把握することからはじめなければ、各市町村から待機者の人数が出ていまして、本当の実態と数字が全く合致するのもかどうかにつきましても、各市町村の方で、きちんとした数字の把握を再度していただきたいと思いますので、そのように考えております。それからまた大会における皆様方の決議というものは、そこの皆様方の全員の方がそのように把握され希望されているからの決議であろうと思います。その点では重く受け止めていきたいとは思いますが、ただ執行するに当たっては全て前向きな方向に一足飛びでいけない問題もありますので、どうしても慎重に一步一步というような形になっていこうかというふうに感じております。従いまして施設の問題につきましては、先ほど答弁をしましたように、まあ合併問題から始まりまして、県のほうでの床数の問題、それから先ほどの実態、そのようなものを把握しながら結論を出してみたいということで、今一生懸命検討しているわけでございますので必要であるとか、必要でないとかということを現在申しあげる、望ましくは余裕があれば越したことはないと思いますが、それは結局はまた市町村の負担のほうにも大きいのしかかってくるわけでございますので、今それぞれの市町村も財源の問題で非常に深刻になっている中で活路を見出していこうかという問題でございますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

**議長(山田吉太郎君)** 丸山惣平君。

**4番(丸山惣平君)** 送迎体制の問題についてもう一度明確な答弁をお願いします。

議長（山田吉太郎君） ここで、暫時休憩いたします。2時に再開いたします。

（休憩）

（午後 1時47分）

---

（再開）

（午後 2時00分）

議長（山田吉太郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） 先程の広域連合長の答弁に一部補足をして申し上げます。ショートの利用関係でございます。ご承知のとおりショートステイにつきましては、サービスは在宅サービス、居宅サービスの一環でございます。従いましてサービスにつきましては、保険者ごとにそれぞれ差が生じている事実もでございます。私どものほうの事業者として、只今ショートの方の皆さんの送迎の関係についてということもございました。今後とも広域連合が所管をいたします、菜の花苑、それから、いで湯の里の関係のショートの送迎につきましては、送迎に要する人員等を臨時賃金ないしはパートの賃金等との賃金を、その分配置をすることによって今後とも従来どおり運用して参りたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

議長（山田吉太郎君） 以上をもちまして、丸山惣平君の質問を終結いたします。

次に進みます。

順位2番、介護保険制度の今後の対応について、市町村合併について、角間ダム部会に対する広域連合の基本的態度について、17番、青木豊一君。

（17番 青木豊一君 登壇）

17番（青木豊一君） 青木豊一でございます。3点にわたって質問いたします。最初に介護保険制度の今後の対応について伺います。介護保険制度が始まって3年を経過し、高齢者や御家族から高い保険料や利用料に対する不満と改善を求める声が強くなります。連合長は今年の2月議会で、同僚の丸山議員の質問に、2年間のデータをしっかりと分析し、改善すべき点を研究し、真剣に対応していきたいと答えられました。今、管内市町村でも見直しを検討されています。この時点にたち、次の3点を伺います。1点、介護保険制度における問題点と、見直しに伴う施策及び施設の拡充をどう検討・具体化されてきたか。2、これまでヘルパー利用者に対し、介護保険前からの利用者に対し、3%の特例を認めていましたが、2003年度から倍額の6%に、そして2004年度から更に満額に利用料負担が増えます。この点の負担軽減の具体化、また生活困窮者で社会福祉法人利用者の負担軽減拡大の2点について、連合としてどう具体化されるかお伺いします。3、社会福祉協議会及び特養など施設職員の待遇改善について伺います。介護保険特別会計の圧倒的部分は、人件費です。その人件費が社会福祉協議会やまたは連合施設職員と臨時職員などによって大きな差が生じています。こうした問題は職員間の摩擦を生み、結果的に利用者へのサービス低下になりかねません。改善の具体化を求めます。

2、市町村合併について伺います。合併は、住民主導が大原則です。中野市が行った8月初旬のまちづくり市民アンケート結果は、必要が32.3%、必要でない129.3%、わからない34.7%です。また豊田村の場合は、6割以上が必要と答えたといわれます。しかし無効等が36.4%もあります。このように、この2市村での住民合意が整ってはいません。また、報道によれば管内の記事等を含め、県内4町村で合併しない研究チームの組織化がされたといわれます。ところが、管内の合併問題は政府主導の合併先にありきで、具体化が強行されています。こういう状況でなぜ合併を急ぐのか問題です。具体的に伺います。1点、住民主導の大原則をなぜ貫かれないのか。政府主導、官主導を強行しなければならないのでしょうか。2点、広域連合管内における岳南、岳北の合併目的は何か、具体的に示して欲しい。3点、地方交付税制度は国民の生存権など基本的人権の保障と地方自治権を明記した日本国憲法を財政的に支える仕組みであります。よって、地方交付税の制度は、自治体間の税収のアンバランスを調整する機能と、標準的な行政水準を財政的に保証するという2つの機能を法で明記しているのです。よって自治体首長に求められるのは、政府の交付税制度の根幹を脅かし、今日の基本的人権と地方自治権擁護の憲法をないがしろにする制度改悪にはっきりとノーを主張すべきです。それは逆に、政府の言うなりに憲法をないがしろにする側に組するなど到底許されません。連合長は、なぜ交付税法に基づく財政措置の縮小に反対し、連合長として地方自治権拡大のため地方交付税制度の維持・拡大を求めないのでしょうか。政府の進めるこの道は、大政翼賛会の道につながるのではないのでしょうか。2、仮に岳南3市町村が合併した場合に、住民にどういった将来展望や利点をもたらすことができるのか、明確にお答え願いたい。また、岳南3市町村の首長の足並みすらそろわない状況で、なぜ任意合併協議会の準備を進められるか。むしろ政府主導の方針への迎合への反省こそ求められるのではないのでしょうか。市町村合併の将来像は何か。またこういう状況での広域連合の連帯感、関係についてどう考えるかお聞きしたい。3市町村で合併した場合の国による交付税額等がどのように推移するか。現在の交付税額と10年後、15年後の実態と予測を明らかにしていただきたい。なお、新たな国民負担はありえないと断言できるのでしょうか。このことを抜きに、合併推進論は、住民への無責任な態度としか言えません。明確な答弁を求めます。4、今自治体に求められるのは、徹底した情報公開による住民に合併の是非の判断材料を提供することであり、任意合併協議会以前に、住民への情報公開こそ最優先課題ではないのでしょうか。なお、次の飯田市、さいたま市、篠山市における合併前と合併後における住民サービスや事務事業の見直しなどで、住民負担がどう軽減又は増加したか。起債や交付税の推移などお答え願いたい。

次に第3に、角間ダム部会に対する広域連合の基本的態度についてお伺いします。先の県知事選挙はダム問題が引き金で、県政会など多数の力で田中前知事をやめさせるという暴挙で行われました。結果は田中前知事の圧勝となり、県政会などの暴挙とダム推進論者に対し、県民の良識の明確な審判が下りました。選挙中は、県政会とダム推進論者はマスコミなどを通して問題のすり替えを狙いましたが、選挙後、県世論調査協会が行った緊急県民世論調査結果では、1票の判断材料をダム建設など公共事業のあり方を重視したと答えた人76%、重視しない19.6%が示し、ダム問題に対する県民の結論は明確です。角間ダム問題は直接的には中野市と山ノ内町の問題ではありますが、治水問題を考えたとき、飯山市や豊田村、更に木島平村等々にも影響する問題であり、安全な郷土作りの一環として避けて通れない問題として、次の2点

を伺います。1、県民世論を踏まえた中野市や山ノ内町の治水・利水の現状や、下流域市町村のことを考えたとき、角間ダム建設ありきから脱却し、田中知事が進める脱ダム宣言の理念を基本として角間ダム部会に臨むべきと考えますが、連合としてどのような検討をされ、部会に望まれるのかお伺いします。2、あくまで角間ダム建設推進なら、角間ダム建設の発端となったダム建設経過と今なお必要とする理由について、連合としての態度を明確にされたい。また、今日的治水・利水の現状と将来見通しについてどのように考えられているか明確にお答えいただきたいと思います。以上です

**議長（山田吉太郎君）** 綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 青木議員のご質問にお答えをいたします。まず、介護保険制度の今後の対応の中で、制度の問題点と「見直し」に伴う施設の拡充についてのご質問であります。介護保険制度が発足して2年半が経過しました。制度施行時より指摘されておりました、短期入所サービスの利用期間延長が平成14年1月より実施され、また来年4月からは、痴呆性高齢者の判定が一般的に低くなりがちと指摘されていた要介護認定につきまして、新たな基準の使用が予定されており、改善されつつあります。また介護保険法の中にも、法施行後5年をめどに制度全般に対して検討を加え、必要な措置を取るよう明記されていますので、今後も問題が発生した際には、その制度に基づいて対処されるものと考えます。

特別養護老人ホームの整備については、先ほども答弁したとおりであります。

次に、国の「特例措置」見直しとその対応についてのご質問ですが、広域連合では、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置事業を実施し、対象者の利用料の半額を減免しております。ちなみに連合施設の13年度減免実績は、6施設合計で対象者30名、減免額が193万余円であり、今年度は、預貯金要件の緩和等により、減免額はさらに増大するものと予測されます。

社会福祉協議会及び施設職員の待遇改善について、本連合の施設職員の待遇については、昨今の経済情勢から、正規職員については、人事院によるマイナス勧告がなされる状況にありますが、臨時・嘱託職員の賃金については、来年度も現行の水準を下回らないように、努力する所存であります。

次に、市町村合併についてのご質問についてであります。合併は住民主導が大原則であるが、広域連合管内の合併の「目的」は何か。また、なぜ「交付税法」に基づく財政措置を国に求めないかということですが、合併については、法の趣旨にのっとり、それぞれの市町村で自主的に研究が進められる中で、将来のあるべき姿を見出すものであります。地方交付税について、平成14年6月25日の閣議で決定されました「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」では、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革行程を含む改革案を、今後1年以内を目処にとりまとめる。この改革の中で、交付税の財源保障機能全般について見直し、縮小していく。また現在、地方においては約14兆円の財源不足が生じている。歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、できるだけ早期にこれを解消し、その後は、交付税による財源保障への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す、としております。そこで、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会など地方6団体でも、地方財政基盤の充実強化等について常に政府・関係機関に要望しているところであります。

次に、たとえば、岳南3市町村が合併した場合、住民にどのような将来と利点があるか。また、3市町村の足並みがそろわない状態で、何故「任意協議会」設置を進めるかというご質問ですが、合併協議会では、合併の是非を含め、合併に関して協議する場であると認識しております。また構成市町村においても、住民福祉のための、より良いサービス方法などについて見直しを行う良い機会ともとらえております。広域連合としては、市町村合併については、市町村及びその住民の自主性を尊重することとしております。3市町村で合併した場合の、国による交付税などの財政支援を数値で示してほしい。現在の交付税額と10年後、15年後の実態。新たな国民負担はありえないと断言できるかということですが、合併市町村には、「合併特例事業の推進」や「行財政基盤の強化」の特例的な財政措置が講じられております。今年度の岳南3市町村の普通交付税の額の合計は、72億2,056万4千円と決定されました。普通交付税の額については、合併することによって経費の節減が可能となることから、一般的には合併前に比べて少なくなると考えられますが、合併年度及びこれに続く10か年度は、合併しなかった場合の額を全額保障し、さらにその後5か年度は、この増加額を段階的に縮減するとしております。なお、新たな国民負担については、予測はできません。

次に、住民に対し、徹底した情報公開を図り、住民に判断材料を提供すること。次の事例を明確にして欲しいということで、飯田市、さいたま市、篠山市の実態であります。市町村は、地域や行政の置かれている現状、今後の見通しを十分に認識し、地域の将来像を描き、住民に対して的確な情報を提供することに努めております。飯田市の最近では、平成5年7月1日に人口が1万4,636人の上郷町を編入し、10万6,495人の市となりました。さいたま市は、平成13年5月1日に浦和市・大宮市・与野市の3市により、人口102万3,937人の新市となりました。兵庫県篠山市は、平成11年4月1日に篠山町・西紀町・丹南町・今田町の4町により新設されました。4町の中では、篠山町が人口2万2,229人で最も多く、また今田町が人口3,895人と一番少なかった訳です。合併によりまして全体では4万4,752人、面積が377.61km<sup>2</sup>の市となりました。この3例は、各々地域の実情によりまして、必要があって合併されたものであると認識しております。

それから、角間ダム部会についての広域連合の基本的態度についてということですが、主としては、角間ダム建設計画の経過と必要性と、今日的な治水・利水の現状と将来見通しについて。中野市、山ノ内町の場合であります。それから2として、「ダム建設ありき」ではなく、「脱ダム」の理念を基本とすることではないか、というご質問ですが、角間ダムは、洪水調節・既得用水の安定化及び河川環境の保全並びに水道用水の供給を目的に建設するものでありまして、有効貯水量236万立方メートル、250億円の事業計画とされております。これまでには、予備調査、実施計画調査を経て、平成7年に建設採択がなされ、12年度までに地質調査、環境影響評価等に13億8,800万円が費やされ、そのうち9.7%が利水事業者である市・町の負担分でございます。

県条例に基づく、県治水・利水ダム等検討委員会角間川部会が設けられ、特別委員として、流域住民から公募の特別委員11名と中野市長、山ノ内町長等の合計19人の委員によって構成をされ、10月18日に初会合がもたれました。今後、この部会の中で検討が重ねられ、その経過等については逐次公表されることとなっております。脱ダムの理念を基本とすることについては、治水、利水について、地域に、流域でござ

いますが、最も合った方法を採用すべきであり、防災対策、飲料水及び農業用水確保を目的に、四半世紀の間、ダム建設に取り組んできた経過も踏まえた上で、ダム建設以上の効果で住民の生命、財産を守る方法が見つけられれば最良である。そのように考えております。

**議長（山田吉太郎君）** 青木豊一君、再質問ありますか。

**17番（青木豊一君）** 順次伺っていきたくと思うんですが、率直に言いまして伺いたくてもまた答えが誠に抽象的で残念でなりません。一つはですね、先程丸山議員の質問のお答えにもありましたけれども、介護保険制度が見直しされ、県の利用保険制度の問題も見直されるときに、肝心要の連合あるいは市町村計画がですね、連合としてまとめていないと、ここが私は大問題だと思うんですよ。一体、県の計画を鵜呑みにしておやりになろうとしてられるのか、それとも先程お答えにもありましたように、確か287名の方々は全て直ぐ入所されないかもしれませんが、希望されているという事実があるんですよ。それならば一体当然連合長として計画の前に自らの意思を上級機関に要求するって言うのが当然首長として求められている姿勢だと思うんです。それすら具体化されていない。先程も申しあげましたように、2月の議会では、2年間のデータをしっかり分析し、改善すべき点を研究し、真剣に対応していきたいという、その対応の具体化ってものは全くないじゃないですか。一体、この現状について、入所待ちの方々は何とおっしゃっておられるでしょうか。当初から心配された、保険あって介護ないんじゃないか。そして最初に寝たきりになっておられた方が生き延びて、介護されていた方々が先に生命を落とされるという現状じゃないですか。この現状について、連合長として全く計画の具体化すら持ち得ないなんていうことはですね、これは責任放棄もはなはだしいというもんですよ。いったい県の見直しに対して連合としてですね、栄村の特養施設を含め、連合の正副ですら、どういう方向で進めるかっていうことも決めてないって言うことなんですね。これは事実ですか。このことについて改めてお答えいただきたいと思います。それからですね、例えば、この在宅の皆さん方がどういう状態になっておられるか。13年度のまとめたものを見ますとですね、7市町村の平均が37.1%です。限度額に対して。施設入居者は100%です。施設に入所されている方と在宅で介護されている方にこれだけの差があるわけですよ。この差をいったい連合としてどう認識され、この差をどう埋めようとお考えになっているのか、この点についてはっきりお答えいただきたい。例えば、在宅の利用料負担の軽減、或いは介護用品の拡充等々施策はいくらかあるんです。このことについて、連合としての対応をお伺いしたい。もう一つはですね、2月の議会ではですね、高社老人ホーム、いや千曲荘についても、今後の改築が必要であるとお認めになった。新たな10か年計画の中でこの申請をされるお考えなのかどうか、この点について明確にお答えいただきたい。もう一つは、高社老人ホームのですね駐車場が、いわゆる職員のものも、また利用者で訪問された方の駐車場も含めて、ほとんどないに等しい。この対策についてお考えをお伺いしたい。

次に、社会福祉協議会及び特養の施設職員の待遇改善についてであります。私は、いろいろ調べたり、こうやってきてですね、質問するに当たって研究してきたところ、結果的にこの管内の市町村の中で、私の調べた範囲の中では、山ノ内町はですね、社会福祉協議会の施策に基づいてですね、就業規則を当てはめその具体化をされているんですよ。そのために社会福祉協議会の職員は、正職員、準職員、非常勤職員という3ランクに分けて、それぞれの職員ごとに就業規則を取り決めておられる。ところが、広域連合を含

め他の市町村は、私は、全てではありませんから、誤解のありませんように、中野市、豊田村、飯山市、これは私が判断する限りは、こういう社会福祉協議会の就業規則をもって、職員の待遇の改善を図るということは残念ながら具体化されていない。ここにやはり大きな問題がある。それをですね、中野市の職員のことを横並びにしてですね、横並びにするならば全て横並びにすれば良い訳ですが、例えば、事務職員には嘱託を認めながら、現場のヘルパーなど最も大変な任務についておられる職員の皆さんは、全く嘱託職員という制度を否定されているんです。こういうところから、この大きな賃金格差、待遇格差が生じているんです。ですから私は、少なくとも事務職員にだけ認められているこの嘱託職員制度を、最低限広域連合として取り入れて、そして年間雇用の職員については、嘱託職員化をしっかりと図って、そして制度上もその身分を保証していく、そしてそのことを通じて、利用者のサービスの向上にも結び付けていく、こういう方向でひとつしていただきたいと思います、この点についての見解を求めたいと思います。なお、14年度における嘱託職員、年間の雇用の臨時職員がどのくらいいるか併せてお答えいただきたい。

次に、合併問題についてです。結局ですね、お答えになったものは、はっきり言って、何にも合併しようとする、市長が合併を、任意合併協議会を作ろうとしている中野市と豊田村の、その将来像すらまだ持ち得ないまま任意の合併協議会を設立されようとしているんです。そしてですよ、皆さん方合併する根拠に財政問題をさかんに強調されますが、政府が飴として出しているそのことについては強調されながら、いったいじゃ交付税がどうなっていくかと、住民サイドから財政を見た場合のその試算は全くゼロじゃないですか。こんな形でね、住民に合併問題を提起するなんていう、こんな無責任なやり方、これは到底理解できないんです。なぜ、合併によって財政的に潤うというならば、当然のこととして、その先ほどもありましたように合併することによってね、この交付税が10年後以降は減額するということは市長も認めているわけでしょう。例えば、中野市が山ノ内町と豊田村を含めて、3市町村で合併した場合に、現在、これは平成12年度の地方交付税がですね、約94億円です。ところが、同等の伊那市はどうかって言うと、約64億円余なんですよ。その差額って言うのは、29億円。これだけの差額をね、いったいどうなるのかって言う、この根拠を示さないまま政府の言うとおりに合併推進をやっておられる。これはまさに、戦前の大政翼賛会がお国のためにといい、地方自治体が右へ倣えして戦争に狩り出したと同じように、国は体制的に地方自治体を右へ倣えして、そのようにして国の言うとおりに地方自治体を作るといふ、それに組んでいるだけだと思うんです。このことについて、改めて明確にお答えをいただきたいというふうに思います。又ですね、篠山市の問題についてでありますけれども、調査された所、調査機関は、兵庫県の外郭団体の21世紀の兵庫創造協会、これは山本さんという関西学院大学の社会学部教授を代表とする5人の大学教授など学識経験者の研究グループに委託してやった結果でもですね、住民サービス低下が鮮明になっているし、要するに距離が遠くなっているというし、或いは、支所の数がね、合併当時と比較すると旧西紀町は合併当時24人の職員がいた、施設庁の職員がいたのに、2001年では9人に減っているんです。或いは、旧今田町では、22人が9人、旧丹南町が39人が21人、篠山町が、6人が6人、上等なほうですね。西紀町の方が6人が7人、というふうになってきている。その一方で何が増えたかって言うと、合併特例債により大型事業の借金の増加が甚だしくなって、合併後の3年間で約2倍の472億2,200万円になったと。こういうふうなことが報告されているわけですよ。で、更にこの借金を穴埋めするために、どういう、今度り

ストラ計画を市民に提起されているかという点、一つは、事務事業の見直し、あるいは組織機構、経費の削減合理化、等々で、保育所の統廃合だとか、小中学校の統廃合等々が具体化されているわけです。こういう現状をですね、今こそ自ら責任を持って調査をし、そういうことを住民に求めるっていうことを明確にしながら、合併の是非について、住民の是非を問うのが首長として当然の姿ではないですか。この肝心の第一歩が外れているというところに、重大な連合における合併問題の論議があるわけです。幸いこういう中から先程も申し上げましたように、合併ありきではない、こういう首長さんもおいでになることも私はそういう面では誇りを持つし、大いに期待をしているところであります。改めて、連合長にこの合併問題についてお考えをお伺いしたいというふうに思います。そして先ず何よりも、そういう実態を報告すると同時に、いま合併協議会で合併問題を協議するというふうにおっしゃいますけれども、これも基本的には調査研究すると言う事項がありますけれども、第1条で合併の基本事項について協議するためというふうになっているし、市議会に対する総務部長の、この合併協議会の提起のときにも明確にあったわけですが、特例債の期限内にやらなければならないから、今任意合併協議会を設立しなければダメなんだと、はっきり言われているわけです。そういう点からみて、この協議会規約というものは、極めて住民を愚弄するものとしたか私は言いようがないというふうに思うんですけれども、この点についてお伺いをいたし、お聞きしたい。あと、角間ダムの問題については、いろいろ時間も差し迫ってきておりますが、中野市の水道部で調査したのも上水道の水源について、ダムからという人達が全体の28.2%、ダム以外が25.0%、今のままでという人が23.3%、というふうに明確にダム以外からって言う事を言っているわけです。また山ノ内町の水道事業の実態を見ますと、平成12年度の配水量が、日最大給水量が13,583ということになっています。13年度は、11,008立方、いわゆる計画水量から逆に減少しているというのが実態な訳です。こういう点から見てもですね、やはり連合としてもっと自らの責任において調査をして、そして角間ダム部会に臨むべきだというふうに思います。改めてこの点についてお考えをお伺いしたいと思います。以上です。

**議長（山田吉太郎君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 広域連合の長としての立場でお答えできるのが全てでないような気がいたしますので、できるだけことにつきましてはお答えをしていきたいと思っております。先ずは、施設の入所待機のことと、施設の問題でございますが、県の方で現在いかしていくベッド数のこれからの予定につきましては、県なりきに現状においての入所希望の人の実態というものを、ある程度推計を出してきているのではないかとこのように考えられますが、県の方は一応現状においては、70床という枠を決めて計画を立てていく予定であるようですので、こちらの方からそれ以上のものについて県へ申し入れましても……。県の方ではそれが北信の枠と、こんなふうに現在に対応しているように聞いております。また、その他の、今の入所希望の皆さんの、希望の状況と待機者という立場との実態、それと施設の関係については、先程丸山議員にお答えをしたとおりでございますので、再度はお答えをいたしませんのでお願いしたいと思います。

それから、高社寮の駐車場の問題は、これは、事務局の方から答えていただきたいと思っております。

それから、社会福祉協議会、これも全てそういった問題は間接的にはあれ広域には関係のあることで

はありますが、まあ濃度の濃さの関係でいきますと、この社会福祉協議会は、それぞれの市町村によって関係が一律ではないだろうというふうに思っております。例えば私自身も、今は社会福祉協議会の会長をしておりますし、民間の方に会長をしていただいているわけでありますが、まあそんなようないろいろまちまちな面もあると思います。各市町村において、それぞれ検討されていくように進むであろうというふうに思っております。

それから、合併問題に移りますが、私は、現在我が国が大変マイナスな状態に財政上なっているということは否定できない全くの事実であります。その中で、より全体として好転していく方向というものを、国民一体となって政府とともにやっていかなければならない現状にあるということだと思いますので、そういった大きな路線から見ますと、当然そういうマイナスがあるときに全く痛みが伴わないで、よりベターに、よりベターに行くはずがありません。どのようにその痛みを受け止めていくかということをやはり考えないと、痛みを全部否定しながら前へ進むということは大変不可能なことだろうというふうに根本的に思っております。従いまして、かつての各地域の差があった点は交付税で補ってきた考え方は、一定の水準まで来たということだけはいえる。上はきりはありませんけれども、そういう中で、今の状況の金の問題をどのように合理的に再編成していくかという観点から、やはり考えていかなければいけないと思います。首長として住民の皆さんに日頃思うことではありますが、夜、夜、会場へ出かけて参りましても、ほんの数%の人がお集まりいただいています。何度でもお話したいといってもそういう状況にあるという点も現実でありますので、それを踏まえながらよりいい進展を図っていきたいというふうに思っているわけでありまして、情報を隠しているわけではもちろんございませんが、少しでも多くの内容を理解していただくという努力を各市町村とも鋭意努力をしております。ま、しかし、これは連合という一つの枠の中で規制をされて合併問題が進む訳ではありませんので、各市町村独立自主の立場から合併問題に取り組んでいただくという原則を踏まえまして、しっかりした意見が出てこなくなってしまうのではないかとこのように今思っております。

角間ダムの問題につきましては、山ノ内町、中野市でこの委員会に属しておりますが、他の方達は委員ではございません。また、全ての事の、先程申し上げましたように、川の問題は、下流、流域を含めまして多くの市町村も一応関係はある訳でございますが、検討委員会の中では先ず、そのそれぞれ首長としての立場、或いは又、同盟会といいたまいますかそちらの推進委員会の立場、両方を踏まえながら、いろいろと鋭意検討をしていきたいというふうに考えています。以上でございます。

**議長（山田吉太郎君）** 事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** お答え申し上げます。囑託の職員関係について申し上げます。本年度の補正でもお願いをしておりますが、先の答弁でも申し上げましたが、長期間にわたる職員の補充ということにつきましては、囑託化をいたしまして負担軽減を図るようにして参りました。お願いしたいと思っております。それから、臨時の関係につきましては、更に不足する手を充足するために、特に介護の集中する時間等を中心にしまして今後とも充足をして参りたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

**議長（山田吉太郎君）** 高社寮施設長。

**高社寮施設長（池田 剛君）** 高社寮の駐車場の関係でございますけれども、駐車場を確保すること

で検討をして参りたいと思います。

**議長（山田吉太郎君）** 青木豊一君、残り時間3分間です。再質問ありますか。

**17番（青木豊一君）** 時間も限られておりますので、介護保険の問題についてお伺いしたいのですが、一つはですね、連合施設職員の待遇改善の問題についてですが、嘱託職員化というそのものは前進面として評価いたします。しかし先程も申し上げましたように、嘱託職員化というのは、基本的には恒常化しているだけであって、中野市のいわゆる嘱託職員、あすこには先程申し上げましたように、事務職員の嘱託職員化に伴う退職金等々についてはあるけれども、現場職員については看護師以外は確かないはずで、そういう点で例えば、山ノ内町の社協では制度上としてもしっかりそこを整えておやりになっておられるわけで、その面での待遇の改善もしっかりやっていただきたいというふうに思うんです。問題は、剰余金もいわゆる今度の補正予算にも出てますように、一つのところで繰越金がマイナスになった以外は、多いところは何と967%、こういう繰越金の増え方なんです、予算に対して。高社寮が107%、あとは300とか400というそういう数字の繰越金としての増え方なんです。だから介護保険というのについて、事業者が儲けていながらね、そのサービスを提供する人たちの待遇があまりにも劣悪だと、この点はやはり是非改善していただきたいというふうに思うんです。もう一点は、高社寮或いは千曲荘の建て替え計画について、どうなっているのかこの点についてお伺いしたい。なお、合併問題については、痛みが伴うのがやむを得ないとおっしゃいますけれども、こりゃ全くもう間違いだと思っんです。銀行支援には公的資金をいくらでもつぎ込んでね、いわゆる賽の河原のようにこの不良債権が増えているわけです。ところが、主権者である国民に対する痛みをね、増やせども減らすことはちっともないじゃないですか。このところを、しっかり地方自治体の首長としてね、連合長として地方自治権を、全国の市長会等々だけじゃなくて、自らもこの場において地方自治権を擁護し、拡充するために全力を尽くすという、こういう表明を明確にしていきたい。以上です。

**議長（山田吉太郎君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 只今の青木議員のご質問にお答えしますが、介護保険制度というものを少なくとも私が理解していることですが、高齢の方がどんどん比率が増えてくる日本におきまして、当然その介護という問題が出てくるわけでありまして、これをその、家庭に於いて家族が全面的にそれを背負うということでは、現在の時代の中で、大変に一方的な負担も多いというようなことから問題視されてきたものが、介護保険制度であると思います。従いまして、国もその介護保険というものに対しては、当然大きく負担はするけれども、その介護保険の制度をこうむる人たちも参加して、皆で社会的に介護保険制度を作っていこうということであろうかと思っております。従いまして私は、今の日本のその福祉の中で家族の負担があまり大きくなっていくことは避けるために考えた在宅介護というものは、非常に大きな重みを持っているものであろうというふうに考えます。従いまして、施設介護の方へどんどん移行していくというような流れというものは、おそらく日本全体としてもある程度限界があるものであろうというふうに考えているわけでありまして、そういう中での適正なバランスで見なければいけないというふうに思っております。しかも今度施設そのものの考え方も、公的な施設だけが全て国中に満ちればよいという考えではなく、民間パワーを利用し、非常に又民間の場合の意欲の中にもいい面があるからこれらを育て上

げていっていいバランスにしていこうという施策を出しているわけでありまして、従いまして、もし民間のそういった施設が企業的に、当然国の補助があってやっていくわけですが、存続できないような状態が起きたのでは、これは公的にやっていることが民間の育成をかえって阻害していってしまう。将来を考えると、非常にバランスの悪い方向を作っているというふうに私は思うわけでありまして、従いまして、この議会でもいろいろと待遇改善やよりベターな方向についてのご提言があります。これは否定すべきものではなく努力をしていく方向であろうというふうに思いますが、現場の様子をよくつかみながら、できる範囲というものをやはり決めて、順次進めていくという基本姿勢を持たなければ、より恵まれた条件を全部揃えていった場合に、民間のほうのおそらく施設では追いつかなくなっていってしまうだろうというふうに思っております。

建て替えの問題のお話もありましたが、いわゆる、やはり民間の施設と同じようなスタンスに将来はしていくという過渡期でありますので、民間の企業的なものは当然減価償却というものを考えていって、それが本当に古くなった時には立て替えるだけの原則は作っていると思うので、それに倣った形を少しでもとっていかねばと。ましかし、きちんとしたものは決めにくいものですから、いろいろな議論をしながらその方向をバランスよく進めていこうという基本にあるのではないかと私は思っております。

それから、合併の問題についてのご質問というかご意見をお聞きしました。やはりあの、我々住民皆が地域のあり方、そして又、国との関係、こういったものを認識することによって、やはり今までの長い間なんとなく国へ依存し、国へ要求することがいい方向だけが出てくるという姿勢で、姿勢が強すぎたように思うのでありまして、もう少しその地域地域独特の生き方、そして工夫、そういったものを以ってかなり自主独立的な部分の要素が実力として出てくるような過程というものが大事だろうと思います。私はその意味では、この合併というものをお互いに論議をしていくことは、その過程としてこの地域をどのようにし、自分達はどう生きるのかという自覚を住民みんなが熱く持つことが大きな目的の一つで、むしろ半分そうであろうというふうに思っております。従いまして、そういったものがしっかり自覚されてく中で、やはり国に対しての意見も出し、独自の要求の方向も出てくるのではないかと思っております。任意合併協議会そのものは、あくまでもそういったいろいろな試行錯誤を議論する場でありまして、そこで合併の方向に向かってまっしぐらに進んで行こうというようなものは任意合併協議会ではないと思います。お互いに、持っている問題点をさらけ出し将来に対しての考えをさらけ出し、そういったものをお互い理解し合う中から、合併が可能であれば合併をしていくのがいいだろうというふうなことの方向で行くのが合併協議会、いや任意合併協議会であろうというふうに認識しております。以上です。

**議長（山田吉太郎君）** 以上をもちまして一般質問を・・・

（議長という声あり）

**議長（山田吉太郎君）** 青木豊一君。

**17番（青木豊一君）** 地方自治権についての私の質問についてお答えいただけていない。お答えいただきたい。

**議長（山田吉太郎君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** すみません。質問をもう一度お願いします。

議長（山田吉太郎君） 青木豊一君。

17番（青木豊一君） 結局合併論議は、別な言葉でいえば、今市長がいろいろ言われましたが、民間活力云々というようなことを言われましたけれども、それは、地方自治権をどんどん、どんどん縮小していくことであってね。地方自治権という固有の任務について、私たちは憲法に基づいて法治国家としてそこをやっていかななくてはなんない訳でしょ。その時に、肝心要のその国の制度改悪を基本的に飲んでね、そして憲法理念、地方自治の確立という問題を首長が放棄していたら、地方自治体そのものが成り立っていかなくなっちゃうじゃないですか。そのことを明確にお答えいただきたい。以上。

議長（山田吉太郎君） 綿貫広域連合長。

広域連合長（綿貫隆夫君） 連合長としての立場で申すことではございません。中野市長として私の意見を申し上げますが、あくまでも地方自治権をしっかりと確保するということが私は一番大事な問題であろうと思います。それにはやはり地域住民の皆様が、こぞって自分達の自治は自分達でやっていこうという意欲をしっかりと認識することも大事でありましょうし、国がやってくれるんだからそれに任せとけばいいという自治権というのはありえないだろうというふうな基本に立っております。

議長（山田吉太郎君） 以上をもちまして一般質問を終結いたします。

---

### 3 討論、採決

議長（山田吉太郎君） 日程3、討論、採決を行います。

はじめに、討論を行います。

討論のあります方は、早急に書面をもって、議長の手元まで通告願います。

なお、発言通告書は事務局長のところにありますので、よろしく願います。

---

議長（山田吉太郎君） ここで、暫時休憩いたします。3時15分に再開いたします。

（休憩）

（午後 3時03分）

---

（再開）

（午後 3時15分）

議長（山田吉太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（山田吉太郎君） 通告がありませんので、以上で討論は終結いたします。

これより採決に入ります。

はじめに、議案第1号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、を採決いたします。

おはかりいたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（山田吉太郎君）** 起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号、職員の再任用に関する条例案について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第2号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（山田吉太郎君）** 起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成14年度一般会計補正予算(第1号)から、議案第12号、公平委員会特別会計補正予算(第1号)までの10議案について一括して採決いたします。

おはかりいたします。

議案第3号から、議案第12号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（山田吉太郎君）** 起立全員であります。

よって、議案第3号から、議案第12号までの10議案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成13年度一般会計歳入歳出決算認定について、から、議案第23号公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について、までの11議案について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第13号から議案第23号までの11議案について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（山田吉太郎君）** 起立全員であります。

よって、議案第13号から議案第23号までの11議案については、原案のとおり認定されました。

---

**議長（山田吉太郎君）** 以上で、予定した議事は全部終了いたしました。

ここで広域連合長からあいさつがあります。

綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 長時間に渡りご審議をいただきました。提案いたしました議案につきまして、全て可決・承認をいただきまして大変ありがとうございました。ますます大きな課題が出てくる現代であります。特に、討議の中でも多く出されておりました介護保険制度、それから介護施設、これにつきましては多くの問題を抱えているように思います。一応、国の保険制度は、国の支援で成り立っているものではありますが、この介護施設というものは、連合の施設もあり、民間の施設もあり、それから将来に向かっては公的な施設と民間の施設とが競争原理のもとに、より進化していかなければならないという期待があつての制度であります。何れの施設にしましても、入所者へのサービスそして又、施設職員の待遇に関

しましても工夫・努力がなされていかなければならないのであらうと思います。その過渡期にある現在であります、様々な問題を抱えているだけに、どうか当広域の議会におきましても、活発なご提案又ご指摘をいただきまして、バランスのいい運営をしていきたいというふうに思っております。どうも長い間ありがとうございました。

(拍手あり)

---

#### 4 閉 会

議長(山田吉太郎君) 以上をもちまして、平成14年第2回北信広域連合議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労様でした。

(閉 会)

(午後 3時22分)

---

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するためここに署名する。

平成14年 10月 30日

北 信 広 域 連 合 議 会

議 長 山 田 吉太郎

署名議員 藤 巻 泰 雄

署名議員 芋 川 武 一